三芳町健康づくり推進計画 後期計画

令和 6 年度~令和 10 年度

令和6年3月 三 芳 町

はじめに

三芳町では、令和元年 10 月に、三芳町健康づくり推進計画を策定し、人生 100 年時代と言われるなかで、住民が生涯にわたり健やかで充実して暮らすことができる活力ある地域社会の実現を目指してまいりました。

しかし、人口構造や生活様式の変化などにより、がんや生活習慣病は増え続けています。特に、3年以上続いた新型コロナウイルス感染症の流行は、ソーシャルディスタンスやステイホームなどによる影響から、生活習慣病の発症や悪化、さらにはフレイル予防に重要な要件である運動量、地域の人々との交流、社会参加の減少によるフレイルの急増が懸念されています。

これらに的確に対応するため、令和6年3月「三芳町健康づくり推進計画後期計画」を策定しました。本計画の重点施策は、新たに「健康長寿の推進」を加え7つとし、それぞれの施策において具体的な取り組みを位置づけています。

いつまでも健康であり続けたいという、多くの住民の願いをかなえるうえでも、町は、住民一人ひとりが理解を深め、意欲的に活動できる環境整備に加え、地域団体、事業者とともに共創・協働により推進できるように努めてまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたりアンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました三芳町健康づくり推進会議委員の皆様をはじめ、関係者各位に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

三芳町長 林 伊佐雄

目次

1	計	画の考	え方	3
	1)	計画の	0目的	ŝ
	2)	基本理	里念	7
		(1)	基本理念の考え方	
		(2)	基本理念の内容	
	3)	基本理	理念の実現に向けた3つの視点	9
		(1)	3つの視点	
		(2)	視点の考え方	
	4)	柱とな	¢る健康づくり施策13	3
		(1)	7つの重点施策	
		(2)	その他の施策	
	5)	視点を	を基にした取り組み14	1
	6)	全体標	觜成のイメージ図	ō
		(1)	重点施策とその他の施策	
		(2)	3つの視点と視点を基にした取り組み、そして施策	
		(3)	地域に広がる健康づくり施策	
	7)	計画の	D位置づけ17	7
		(1)	計画の位置づけ	
		(2)	計画の期間	
2	評	価指標	とめざす目標	9
	1)	評価	亜指標の設定	
	2)	評值	亜指標の考え方	
	3)	施贸	策のめざす目標	
	4)	計画	画全体に対する評価指標と目標値	
3	7	つの重ね	点施策	1
	Ι	健康長	寿の推進 21	1
		(1)	現状と課題	
		(2)	施策と主な取り組み	
		(3)	評価指標とめざす目標値	
	П	世代に	[応じた食育の推進(第4次三芳町食育推進計画)2	1
		(1)	現状と課題	
		(2)	施策と主な取り組み	
		(3)	評価指標とめざす目標値	
	Ш	生活習	慣病対策の推進28	3
		(1)	現状と課題	
		(2)	施策と主な取り組み	
		(3)	評価指標とめざす目標値	

	IV	総合	合的ながん(悪性新生物)対策の推進	. 31
		(1)) 現状と課題	
		(2)) 施策と主な取り組み	
		(3)) 評価指標とめざす目標値	
	٧	歯科	4口腔(くう)保健対策の推進	. 35
		(1)) 現状と課題	
		(2)) 施策と主な取り組み	
		(3)) 評価指標とめざす目標値	
	VI	社会	∖とのつながり・こころの健康	. 38
		(1)) 現状と課題	
		(2)) 施策と主な取り組み	
		(3))の評価指標とめざす目標値	
	VII	親と	ご子の健康づくりの推進	. 41
		(1)) 現状と課題	
		(2)) 施策と主な取り組み	
		(3))の評価指標とめざす目標値	
4	7	の他	3の施策	. 46
	VIII	感染	や症予防対策の推進	. 46
		(1)) 現状と課題	
		(2)) 施策と主な取り組み	
		(3)) 評価指標とめざす目標値	
	ΙX	健康	東危機管理の向上	. 48
		(1)	〕 現状と課題	
		(2)) 施策と主な取り組み	
	Χ	その	D他(たばこ・アルコール対策・薬物乱用防止対策の推進)	. 50
		(1)) 現状と課題	
		(2)) 施策と主な取り組み	
		(3)) 評価指標とめざす目標値	
5	計	画の)推進と評価	. 53
	1)	方	施策の推進体制	
	2)) 言	計画の進捗管理と評価	
6	箵	料編	ā	54
Ŭ				
	-		町の概要	
			まづくり等に関する調査	
	(د		求 フヘッ寺に関 9 る調 <u>車</u>) 調査の概要	. 00
	/ 1)		^{) 調査の概要} 芳町健康づくり推進条例制定の経過	27
	+)		万町健康 フトク推進来的前足の経過	.01
) 二万町健康づくり推進条例検討委員名簿	
		\ '		

	(3)	条例制定の経過	
	(4)	三芳町健康づくり推進条例	
5)	計画策	定の経過	. 93
	(1)	三芳町健康づくり推進会議委員名簿	
	(2)	計画策定の経過	
6)	評価指	標と目標値に関する出典・現状値等	. 94
	(1)	計画全体に対する評価指標と目標値	
	(2)	7 つの重点施策	
	(3)	その他の施策	
7)	関係法	規2	100
	(1)	食育基本法	
	(2)	健康増進法	
	(3)	がん対策基本法	
	(4)	歯科口腔保健の推進に関する法律	
	(5)	自殺対策基本法	
	(6)	母子保健法	

1 計画の考え方

1) 計画の目的

健康は、単に病気がないということではなく、毎日を自分らしく生き生きと暮らすための大切な財産です。そして健康であるということは、住民一人ひとりの願いでもあります。このようなことから、町では保健師・管理栄養士等の専門職の配置を推進し、関係法規に基づき様々な事業を実施してきました。具体的に生活習慣病対策では、健康診断やがん検診などの健(検)診体制の整備、健康相談・健康教育の充実により、住民一人ひとりが健康状態を知り、生活習慣を改善する取り組みを推進してきました。母子保健対策では、妊娠中からの健診体制の整備、出生後の家庭訪問の強化、乳幼児健診・育児相談の充実を図ってきました。また感染症対策では、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナワクチン接種体制の構築をはじめ、乳幼児予防接種、高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌のワクチン接種を推進することで、病気に対する抵抗力(免疫)を高め、病気の予防を推奨してきました。さらに医師会や埼玉県の協力を得ながら夜間や休日に感染症に罹患した場合に利用できる休日急患診療所や小児時間外救急診療所など、地域医療の充実を推進してきました。

しかし、健康に影響を与える要因が複雑かつ多様化したことにより増え続ける生活習慣病、急速に進展する少子高齢化社会への対応等といった解決しなければならない課題は増え続け、いわゆる健康づくりに関連するさまざまな法律の施行により法的基盤が整備され、自治体における健康づくりの取り組みが一層期待されています。

そこで、町は住民の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、町、住民、地域団体及び事業者の役割を明らかにするために、平成26年10月「三芳町健康づくり推進条例」を施行しました。この条例には、住民の健康づくりを社会全体で支えるために、住民と町が一緒に健康で生き生きと暮らせる仕組みづくりに取り組むことを明記しています。

このようなことから、健康づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に推進するために、住民の健康にかかわる課題や不安を把握しつつ、住民がかかえる様々な健康課題の解決を目的に本計画を策定しました。

2) 基本理念

(1) 基本理念の考え方

町では、健康づくりを推進するための基本的な事項を定めた「三芳町健康づくり推進条例」を 平成26年10月に施行しました。この条例第1条には、目的として「住民が生涯にわたり健や かで充実して暮らすことができる活力ある地域社会の実現」を掲げています。そしてこの計画は 条例第13条にある、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定 することとしている「健康づくりの推進に関する計画」です。

これらより本計画の基本理念は、条例の目的を定めることとしました。

基本理念

住民が生涯にわたり健やかで

充実して暮らすことができる

活力ある地域社会の実現

(2) 基本理念の内容

"住民が"とは

性別や国籍の違い、病気や障害などのありなしにかかわらず、全ての住民を指します。

"生涯にわたり"

誕生から最期までの期間を指します

"健やかで"

病気のない状態だけでなく、自身の状態に応じて生活できている、身体的、精神的、そして社 会的に良好な状態を意味します。

"充実して暮らすことができる"

自分の生活環境において、生きがいを持ち、地域や家庭での自分の役割をみいだしながら、生 き生きと毎日を暮らしていることを意味します。

"活力ある地域社会の実現"

住民が健康の認識や行動を高めていくために必要な社会の構造を、町、住民、地域団体及び事業者が一緒になって仕組みづくりに取り組み、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すことを意味します。

3) 基本理念の実現に向けた3つの視点

(1) 3つの視点

この計画に定めた基本理念を実現するためには、住民、地域団体、事業者及び町が役割を果しつつ、連携と協働のもと推進することが不可欠であります。このことからそれぞれが推進していくために、より具体的な条件や必要不可欠な条件を3つの視点として定め「自助」「共助」「公助」に焦点をあてています。

これは近年、災害での被害を最小限に抑えるための防災や高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」で取り入れられている考え方です。

ここでの自助とは「住民一人ひとりが健康な生活を送るために行動したり役割を果したりすること」を、共助とは「近隣の方々どうしや様々な住民活動など、住民が地域づくりに協力・協働すること」を、公助とは「法律や制度に基づき、行政機関などが提供するサービスなど」を意味します。

これらをふまえ、町はさまざまな健康づくり施策や事業を、住民、地域団体及び事業者と協力 して実施することが求められています。

❖ 視点1(自助)

住民一人ひとりが健康に関する理解を深め、自分自身の生活にあった健康づくりの実現に向け積極的に取り組んでいる。

❖ 視点2(共助)

住み慣れた地域社会のなかで、健康づくりに関する活動に意欲的に取り組み、健やかな(元気な)毎日を過ごしている。

❖ 視点3(公助)

安全で安心できる生活環境が継続され、住民が生き生きと暮らし続けるために、関係機関が連携し取り組んでいる。

(2) 視点の考え方

❖ 視点1(自助)

住民一人ひとりが健康に関する理解を深め、自分自身の生活にあった健康づく りの実現に向け積極的に取り組んでいる。

○ 視点1の考え方

住民のライフスタイルの多様化にともない、社会の状況は急激に変化しています。このようななか、健やかな生活を継続させ生活の質を充実するためには、まず住民一人ひとりが健康づくりの認識を高め、実践することが重要となります。健康づくりの根幹でもある「自助の努力」を視点の1番目としました。

○ 視点1のキーフレーズ

"健康づくりに関する理解"

住民一人ひとりが、普段から体調の変化への意識や、健康診断の結果などをもとに、心身の健 康状態の保持・増進に向けた予防や改善の取り組みを理解することを意味します。

"自分自身の生活にあった健康づくり"

健康に関する価値観は一人ひとり異なることからも、たとえ病気や障害があっても、自分自身 の生活のために、自分なりの健康づくりを取り組むことを意味します。

❖ 視点2 (共助)

住み慣れた地域社会のなかで、健康づくりに関する活動に意欲的に取り組み、 健やかな毎日を過ごしている。

○ 視点2の考え方

近年、急速な少子高齢化、家族構造の変化により、健康づくりにおいても個人の意識や努力だけでは行動の継続ができないことが数多くあります。これは様々な支援の要望が増加していることからも明らかです。このような状況のなか、住民同士が支え合い、支援する活動が必要となっています。住み慣れた地域で、自分が支援を受けながらも、自分にできる支援活動に参加するなど、状態に応じた社会参加・社会的役割をもつことで生きがいにつながります。

住民それぞれの生活圏のなかで、安心できる地域社会を形成しながら、地域での役割をもつことで、明るく楽しく生活できる「共助」の考え方を視点の2番目としました。

○ 視点2のキーフレーズ

"健康づくりに関する活動"

声かけやふれあい、助け合い活動を通じて、人と人とが地域でつながり、自分だけでなく相手 も心や身体が生き生きとした毎日を過ごすことを意味します。

"健やかな毎日"

充実感を得ながら、毎日明るく楽しく生活することを意味します。

(暮らしの満足度(幸福度))

❖ 視点3 (公助)

安全で安心できる生活環境が継続され、住民が生き生きと暮らし続けるため に、関係機関が連携し取り組んでいる。

○ 視点3の考え方

毎日の生活が安全で、安心して暮らせることは皆の願いでもあります。しかし個人や地域の力だけで対応できることには限界があります。また安全で安心な生活環境は、いまの時代にとどまらず、将来にわたり継続的に保証されなければなりません。これらの実現には、住民、地域団体、事業者、行政がそれぞれの役割を果しながら連携し取り組む必要がある「公助」の考え方を視点の3番目としました。

○ 視点3のキーフレーズ

"安全で安心できる生活環境が継続され"

個人や地域の力で対応が困難なことに公的な支援をおこなうことで、住民の不安が軽減され、 視点2で示した"健やかな(元気な)毎日"を、いまの時代にとどまらず、将来にわたり継続 的に過ごせることを意味します。

"生き生きと暮らし続けるために"

基本理念と同様に、自分の生活環境において、生きがいを持ち、地域や家庭での自分の役割を 果たしながら、毎日を暮らしていることを意味します。

4) 柱となる健康づくり施策

三芳町健康づくり推進条例に掲げられている施策を、7つの重点施策として位置付けました。 また社会全体にとって大きな影響を及ぼしている健康課題や、住民の健康に影響を与える疾病状態の解決をはかるため、その他の施策を具体的な健康づくり施策として位置付けました。

(1) 7つの重点施策

- I. 健康長寿の推進
- II. 世代に応じた食育の推進
- III.生活習慣病対策の推進
- IV. 総合的ながん対策の推進
- V. 歯科口腔(くう)保健対策の推進
- VI. 社会とのつながり・こころの健康
- VII.親と子の健康づくり

(2) その他の施策

- VIII. 感染症予防対策の推進
- IX. 健康危機管理の向上
- X. その他の施策

5) 視点を基にした取り組み

基本理念の実現に向け「自助」「共助」「公助」に焦点をあてた3つの視点を掲げています。 この視点と柱とする健康づくり施策の実施にあたっては、ここに示した取り組み方法に基づき推 進していきます。

取り組み① 住民の理解と積極的な取り組み

〔説明〕

住民一人ひとりが、普段から健康状態や体調の変化に気づき、健康の保持・増進のためにすべき生活や改善の方法を理解し、それらを積極的かつ主体的に取り組んでいくことが重要です。また、それらの取り組みが生涯にわたり継続されることが必要です。

取り組み② 地域参加と協働を目指した取り組み

〔説明〕

一人ひとりが健康づくりを実践するなかで、生活を営む地域において、各々の能力や技術、積み重ねた経験を発揮させる活動を通じて、地域活動に参加したりなど社会的役割をもてることが重要です。これらは、「生きがい」というモチベーションを与え、かつ地域にその役割を持ち続けられる者同士が支え合える関係を構築し展開していくことができます。またこれらの関係だけでは解決できない課題を、地域住民、地域団体及び事業者など地域社会を構成する多様な主体が参画し、様々な力をあわせて解決できる共助の形成も必要不可欠です。

取り組み③ 安全で安心な生活環境を目指した取り組み

〔説明〕

食や生活環境への不安など、安全だけでは捉えきれない健康課題が生じています。安全で安心な生活環境が継続されることは、住みよい地域の基本となります。そのために、行政が主体となって住民や地域団体及び事業者などと連携し取り組む必要があります。

取り組み④ 科学的根拠に基づいた取り組み

〔説明〕

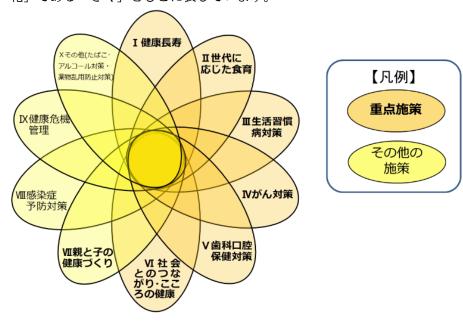
より効果的に健康づくりを推進するには、住民の健康状態や地域の実態を調査分析したうえで、適正に評価しながら実施する必要があります。各種健(検)診データや事業データなどを分析し科学的な根拠に基づき施策を展開するものです。

6) 全体構成のイメージ図

本計画に定めた基本理念の実現に向けた3つの視点、柱となる健康づくり施策、視点を基にした取り組みの全体構成のイメージを図として示しました。

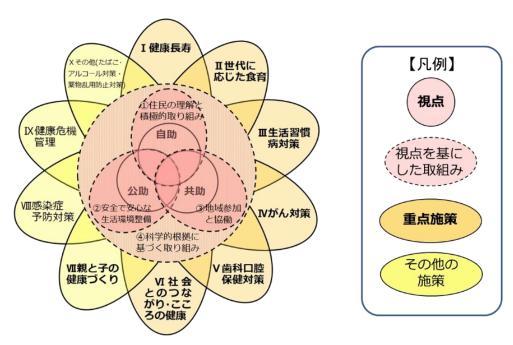
(1) 重点施策とその他の施策

7つの重点施策と3つのその他の施策はそれぞれが独立しているものではなく、関連していることを、三芳町の「花」である「きく」をもとに表しています。



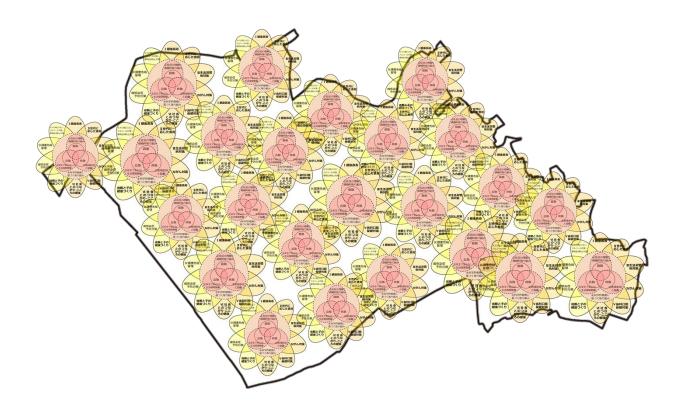
(2) 3つの視点と視点を基にした取り組み、そして施策

10の施策はすべて、3つの視点と、視点を基にした4つの取り組みによって展開されていることを表しています。視点を基にした4つの取り組み①から③は3つの視点にそれぞれ対応しており、④は①から③の取り組みすべてに関わることを表しています。



(3) 地域に広がる健康づくり施策

町全域で取り組むことによって基本理念が実現することを表しています。地区の特性に応じて 地区ごとに施策を展開し、町全域で花が咲いている状態を基本理念が実現された状態として表し ました。地区によって健康課題の重みに違いがあることから、本来は地区ごとに花弁の大きさが 変わることになりますが、ここでは概念モデルとして同じ大きさで表しました。



7) 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、三芳町健康づくり推進条例第13条に定める「健康づくり推進計画」として、町の総合計画である「三芳町第6次総合計画」(令和6(2024)年度から令和13(2031)年度)の趣旨に沿い、各分野の計画と調和をはかり位置づけています。

また下記の法規に位置づけられている計画を併せ持つものです。

- 健康増進法第8条 市町村健康増進計画
- 食育基本法第18条 市町村食育推進計画(世代に応じた食育の推進)
 - ※ 第4次三芳町食育推進計画は本計画に統合します

【計画の位置づけ】

健康づくり推進条例施行 平成 26年(2014年)10月1日

第6次総合計画 令和 6(2024)年度~令和 13(2031)年度

みよしフォレストシティ構想 令和 5(2023)年度~令和 12(2031)年度*

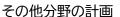
※ 人々が安心して暮らし、共に支え合い、生きがいと誇りをもち、輝くことのできる農と緑の田園都市の実現を目指し、 まちづくり、環境などの各計画と連携を図りながら地域づくりを推進するもの

食育推進計画

健康づくり推進計画

令和元年(2019年)~令和10年(2029年)

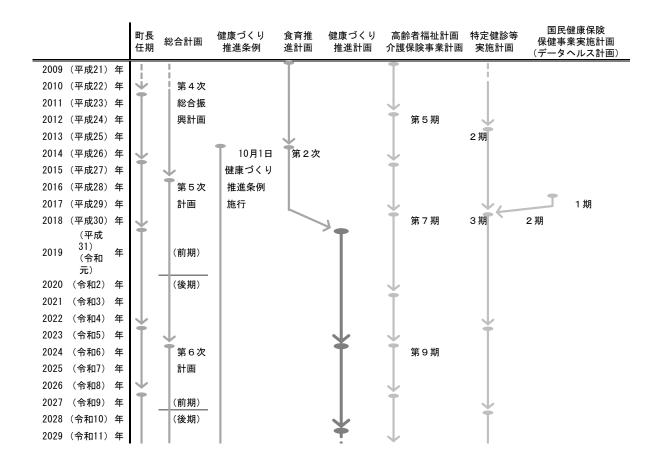
10 か年



- ・高齢者福祉計画、介護保険事業計画
- ・子ども子育て支援計画
- ·障害者福祉計画
- ·特定健康診査等実施計画
- ・国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)

(2) 計画の期間

計画期間は10年間とし5年を目途に中間評価を実施し改訂を行う予定です。また社会情勢の変化や総合計画の改訂により、本計画に改訂等の必要が生じた場合は適宜行うものとします。



2 評価指標とめざす目標

1) 評価指標の設定

計画全体に対する評価指標と各施策に指標を設け達成状況を客観的に評価します。評価の方法 は、活動量や活動実績などを示す指標と、活動による効果や達成の成果を示す指標を設定しまし た。また効果的に推進するため、指標に達成目標値を設定し5年ごとに評価していきます。

2) 評価指標の考え方

○ 活動指標(アウトプット指標)

事業の具体的な活動量や活動実績をはかる指標。資源(人材や予算など)を投入して、どのような活動を行ったのか、どのようなサービスを提供したのかなど、実施した活動量や事業量をはかる指標。

- (例) 健(検) 診受診率
- 成果指標(アウトカム指標)

行政活動の成果をはかる指標。活動の結果として、住民にもたらされた便益や実感など、 どれだけの成果(効果・効用)がもたらされたかを表す指標。

(例) 生活満足度、住民意識、健康状態などをはかる指標

3) 施策のめざす目標

本計画では、評価指標に示した「活動指標」と「成果指標」のうち、成果を客観的にはかる指標である「成果指標」を、5年後の住民の望ましい健康像や健康課題の改善目標と位置付け、住民一人ひとりが健康で暮らせるまちづくりの実現を目指します。

この目標達成に向けた施策を、住民、地域団体、事業者及び町の協働により実施し、住民の積極的な健康行動の実現を期待するものです。

4) 計画全体に対する評価指標と目標値

本計画の実現に向けた3つの視点に対する評価指標として、住民の「主観的健康感」「健康状態」「生活満足度」を指標とし、それぞれについてめざす目標値を定めました。

めざす目標の評価年度は、本計画の中間評価年度である令和5年度としました。

指標分類	指標	現状値	めざす目標値
主観的健康感	① 自分のことを健康だと思う人 (a.)	79.2%	83.2%
	② 平均寿命 [※] (b.)	男性 80.6 歳 女性 86.9 歳	7
	③ 65歳健康寿命** (b.)	男性 17.63年 女性 19.55年	7
健康状態	④ 身体的に健康な状態 (c.)	71.2% 55.9(偏差値)****	57.9(偏差値)
	⑤ 精神的に健康な状態 (c.)	78.8% 56.9(偏差値)	57.7(偏差値)
	⑥ 社会的に健康な状態(c.)	51.1% 55.4(偏差値)	57.0(偏差値)
生活満足度	⑦ 三芳町の愛着度 (c.)	68.7%	73.0%

[※]平均寿命:0歳児の平均余命。平均余命とはある人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が平均してあと何年生きられるかという期待値

- ※※65 歳健康寿命:65 歳に達した人が、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。埼玉県では「65 歳に達した人が、あと何年、自立して健康に生きられるかを示す期間」とし、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を算定している。
- ※※※偏差値(LWCI):客観指標と主観指標のデータをバランスよく活用し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を指標で数値化・可視化したもの。数値化することで、まちの特徴を読み取れるようになります。数値化することで町の特徴を読み取ることができる。

《出典》

- a. 令和4年度 三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)
- b. 統計からみた埼玉県市町村のすがた 2022 (埼玉県総務部統計課)
- c. 令和4年度 三芳町住民意識調査報告書(三芳町政策推進室)

3 7つの重点施策

I 健康長寿の推進

(1) 現状と課題

「人生100年時代」健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できるということは 皆の願いでもあります。しかし年を重ねるごとに、疲れやすくなったり、家に閉じこもりがちに なったり、段々と体力が低下してきたり、手助けが必要になってきたりと自立した日常生活を送 ることが徐々に困難になります。このように心身の活力が低下した状態をフレイルと言います。

町の健康長寿への取り組みは、生活習慣の改善や介護予防の取り組みの推進など、関係機関と連携し保健事業と介護予防を一体的に、高齢者自身の健康を維持する活動を実施してきました。また、高齢者がこれまで得た技術や経験を生かした生きがいづくりや、身近な地域での支え合い活動の創出・活性化、すべての人々が生きがいを共につくり、高め合うことができる地域社会の実現に向けた取り組みを、「ささえあい・みよし(三芳町生活支援体制整備推進協議体)」が中心となり推進してきました。

その一方、新型コロナウイルス感染症禍では、人と直接会う機会が大幅に制限されたこともあり、コミュニケーションのあり方も大きく変化しました。このことから、人と人との接触機会が減少し、社会とのつながりの希薄化がさらに進み、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

これらのことから、65歳健康寿命の延伸に向け、中高年世代からの生活習慣の改善、介護予防、各種健診の受診率向上など、高齢者の心身の状況や生活環境にも目を向けながら、関係所管が相互に連携し取り組むことを目指します。また、社会活動への参加が社会とつながる一つの手段として、住民一人ひとりが地域コミュニティとの関わりを促進できる取り組みを目指し健康長寿の推進を図ります。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

- 1. フレイル予防に着目した生活習慣の改善による健康の保持増進
- 2. 生活習慣病対策と高齢者福祉施策の連携強化

❖ 施策1

フレイル予防に着目した生活習慣の改善による健康の保持増進

フレイルとは、「加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性 疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一 方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」(厚生労働科学研究報告 書)とされています。フレイル予防に着目した生活習慣病等の重症化予防や低栄養対策、運動機 能や認知機能の維持向上を目指し、各種健康教育事業や健康相談事業、介護予防事業など様々な 機会を通じ、健康長寿の事業に取り組みます。

《主な取り組み》

① 疾病の早期発見の取り組み

- 特定健診及び後期高齢者健診の実施、特定保健指導の実施
- がん検診の実施
- かかりつけ医を持つことの推奨

② 正しい情報の普及・啓発と学ぶ機会の提供

- 介護予防・日常生活支援総合事業や健康増進事業において、効果的な健康教育事業の実施
- 電話や面接による相談機会の確保
- 集いの場の情報発信

③ いきがいづくりの推進

- 生活支援体制整備事業により、地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくりを 進める
- サロンの活動支援

④ 認知症対策に向けた取り組み

○ 認知症に対する正しい理解の普及・啓発

❖ 施策2

生活習慣病対策と高齢者福祉施策の連携強化

特定健康診査やがん検診事業を通じて、生活習慣病等の重症化予防と改善に向け、医療、保 健、高齢者福祉の連携をより一層強化していきます。

《主な取り組み》

⑤ 高齢者に多い疾患の重症化防止対策

- 高齢者に多い生活習慣病予防の情報発信の強化
- 医療・保健・介護が連携した取り組みの充実

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標値
成果指標	① 65歳健康寿命(a.)	男性 17.63 年 女性 19.55 年	7
	② 週に 2~4 回以上外出をしている割合 (b.)	85.1%	91.2%
活動指標	③ オレンジサポーター*の人数 (b.)	39人	100人

[※] 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人の こと(厚生労働省ホームページより)

《出典》

- a. 統計からみた埼玉県市町村のすがた 2022 (埼玉県総務部統計課)
- b. 令和4年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(三芳町健康増進課)
- c. 三芳町健康増進課資料

Ⅱ 世代に応じた食育の推進(第4次三芳町食育推進計画)

(1) 現状と課題

食育は豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくうえでとても重要です。そのため 「食」に関する知識や選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるために食育を推進することが求められています。

町では、平成 20 年度に策定した三芳町食育推進計画に基づき、幅広い視点から横断的な施策を実施してきました。この成果の一例として、町内保育所では、食への関心を高めることを目的に野菜の栽培や味噌づくり等が行われ、小中学校では栄養教諭による食に関する指導に加え、さつまいもの苗差しや朝食喫食の啓発など、各学校において工夫を凝らした取り組みを実施してきました。食生活に起因する生活習慣病予防や高齢者の低栄養予防のための健全な食生活の実践については、様々な健康教育や健康相談、食育出前講座の実施から、正しい知識を普及啓発し健全なからだを育む取り組みを行なってきました。町農産物の普及啓発については、みよし野菜を活用した事業など地産地消への意識が高まる活動を実施しました。これらにより、住民一人ひとりが家庭や地域において、食を通じたコミュニケーションの充実や食に関する感謝の念と理解への意識は変化し、食育に関心を持っている住民は増加しました。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の流行は、働き方や職場環境の変化による「新たな日常」として在宅の時間が増えたことで、毎日の食を考え見つめ直す契機ともなり、またデジタル化に対応した食育の推進が求められるなど、食育の重要性はより高まっています。このようなことからも、健全な食生活を送るための継続的な情報提供として、離乳食講座、小学生向けの講座、高齢者の低栄養予防の講座について動画を作成・公開するなど、デジタル化を取り入れた食育の推進を行ってきました。

こうした状況を踏まえ、多様化する世帯構造や家庭生活の状況、社会環境が変化する中で、「人生 100 年時代」に向けて、住民が健全で充実した食生活を実現することを目指し、家庭、学校・保育所、職場、地域等の各場面において、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ生涯を通じた食育の推進を実施します。また、みよしフォレストシティ構想(令和5年3月)緑あふれるまちづくり(緑と農と食の連携強化)に基づき、地産地消を推進し地域の活性化を実現します。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

- 1. 食を通じて人とのかかわりを広げ豊かなこころを育てる《みんなでつなぐ食》
- 2. 自分に合った適切な食品を選択し健やかなからだを育てる《よい習慣を育てる食》
- 3. 地域において継承されてきた食文化を学び豊かな地域を育てる《食文化を伝える食》

❖ 施策1

食を通じて人とのかかわりを広げ豊かなこころを育てる《みんなでつなぐ食》

食に関する一連の環境(食料の生産・加工・販売、購入・調理・食事・保存、廃棄、リサイクル)への理解を深め、食事ができることへの感謝の念を持ち、食を通じて人と人とがかかわりを 広げられるような活動を目指します。

《主な取り組み》

① 食を通じたコミュニケーションの推進

- 家族で食卓を囲む機会の推進や孤食解消への普及、啓発
- 家族や仲間と一緒に調理する楽しさ、一緒に食べる楽しさ、喜びへの意識を育てる支援
- 食を通じたコミュニケーションを図りたい人にとって、地域や所属するコミュニティ等を 通じて、様々な人と共食する機会

② もったいない(Mottainai)という食べ物の大切さを知る機会の提供

- 生産者や調理者など関わった人への感謝や食べ物を大切にする気持ちを育成し、食べ残しなど食品ロスを減らす。
- 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつや姿勢、配膳、後片付け、箸の持ち方の理解を促し、食べ物を大切にする感謝の気持ちを育てる支援

❖ 施策2

自分に合った適切な食品を選択し健やかなからだを育てる《よい習慣を育てる食》

発育・発達にあった食べ方(リズムやバランスなど)を育み、適切な食品を選択し、安全性への関心を高め、健やかなからだを育てます。

《主な取り組み》

③ 規則正しい食生活・栄養のバランスによる健康な食生活の推進

- 規則正しい食生活により、生活リズムを身につけ健康の増進と豊かな人間形成
- 健全な食生活の実践に向けた栄養の偏りや食習慣の乱れの改善、栄養バランスの重要性に ついての普及、啓発、実践

④ デジタル化に対応した食育の推進

- ICT等のデジタル技術を有効活用した効果的な情報発信
- デジタル化に対応困難な方へ配慮した情報提供

❖ 施策3

地域において継承されてきた食文化を学び豊かな地域を育てる。《食文化を伝える食》

先人たちの知恵から営まれた四季折々の様々な食材、伝統的な行事や作法と結びついた食文化 を学び伝え、恵まれた風土に根ざした豊かな食文化を育てます。

《主な取り組み》

⑤ 「みよし野菜」に関する情報提供・消費の拡大

- みよし野菜の普及啓発に向けたイベントの開催、情報の発信
- 地場産の食材をとりいれた学校給食の提供

⑥ 食に関する体験活動

- 栽培の苦労や楽しさ、収穫の感動や喜び、自然の恵みや生産者への感謝の念と理解できる 体験活動の推進
- 生産者との共同作業を通じて、ふれあい、対話のできる体験活動の推進
- 世界農業遺産に認定された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の落ち葉掃き体験やみよし野ガー デンツーリズム*を活用した農業体験活動の実施
- ※ 国土交通省が創設した制度。マイクロツーリズムの考え方を取り入れ、各地の日本庭園や花の講演などの庭園文化に観光資源として着目し、複数の庭園を共通のテーマで結び付けて登録する。町では、「オープンフォレスト〜里山を歩く〜」「オープンファーム〜受け継がれる農を体験する」「オープンガーデン〜花を愛でる〜」の3つのツーリズムが登録されている。

⑦ 伝統的な食文化、行事食などの日本型食生活の継承

- 日本型食生活を大切にした給食の提供
- 地域の特色を活かした農村文化の伝承、普及

(3) 評価指標とめざす目標値

· 华· · · · ·	指標	現状値	めざす
指標区分			目標値
	① 食育に関心を持っている人の割合(a.)	79.7%	90.0%
	② 家族や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を 増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充 実させている人の割合(a.)	61.7%	70.0%
成果指標	③ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回 以上食べている人の割合(a.)	60.8%	65.2%
	④ 食に関する指導の充実(児童に対する栄養教諭 による指導)(c.)	68.4 時間	7
	⑤ 学校給食における地場産物の活用(c.)	33.0%	\rightarrow
	⑥ この1年くらいのあいだに、地元でとれる食材を使った料理を食べた人の割合(b.)	56.5%	60.1%

《出典》

- a. 令和4年度 三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)
- b. 令和4年度 三芳町住民意識調査報告書(三芳町政策推進室)
- c. 三芳町学校給食センター資料 (三芳町教育委員会)

Ⅲ 生活習慣病対策の推進

(1) 現状と課題

生活習慣病はいまや健康長寿を阻む最大の要因になるだけでなく、医療や介護にかかわる負担の増大に影響を与えています。この生活習慣病の発症や進行には様々な要因がかかわっていますが、より深いかかわりがあるのは生活習慣です。普段の食習慣、運動習慣などの生活習慣の改善から、生活習慣病である糖尿病や高血圧症の予防、さらには心疾患や脳血管疾患などを予防し、活力ある社会生活を営むために必要な機能を維持・向上することなどが重要です。

町では健康増進法や医療制度改革等に基づいた各種健(検)診に加え、令和3年度より新たに 緑内障検診を開始し早期に発見できる体制を構築、健康相談や健康教育事業の実施による生活習 慣病対策を実施してきました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、身体的距離 の確保や3密(密接、密閉、密集)の回避が迫られ、様々な活動が制限されるなか、一人でも実 施することができるウオーキングの推奨として令和2年度から開始した「コバトン健康マイレー ジ事業」を活用した健康づくりを推進してきました。

その一方で、令和4年度に実施した健康に関する意識調査では、朝食をほとんど食べない人の割合は増加し、外食や食品を買うときに栄養成分表示を見る人の割合や軽く汗をかく運動を継続的に実施している人の割合は減少の傾向がみられました。また KDB システム健診有所見者状況では、BMI は男女ともに増加しており、特に壮年期における男性の肥満、高血圧等の生活習慣病が増加しています。

このようなことから、社会がより多様化することや人生 100 年時代が本格的に到来することから、住民自らの生活や健康状態にあわせた行動変容の支援に加え、食環境や身体活動・運動を促す環境の整備により、幅広い世代が自然に健康になれる環境づくりを目指した生活習慣病対策を実施します。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

- 1. 生活習慣病の予防・重症化予防に係わる知識等の普及・啓発の実施
- 2. 健康づくりの実践につながる仕組みづくりと継続支援

❖ 施策1

生活習慣病の予防・重症化予防に係わる知識等の普及・啓発の実施

生活習慣病を予防するためには、食事や運動などの正しい生活習慣に関する知識をもち、実践することが大切です。

《主な取り組み》

① 生活習慣病の予防・重症化予防に関する情報の発信

- 広報・ホームページを活用した情報の発信
- 各種健康づくり教室・健(検)診等を通じた生活習慣病予防の普及啓発
- 疾病予防のための各種検診(がん検診等)の実施
- 国民健康保険加入者を対象とした生活習慣予防のための特定健康診査の実施

② ライフステージにおける生活習慣病予防の推進

- 子どものころから望ましい生活習慣を身に付け健やかな発育の支援
- 健康に関心を持ち、自身に合った生活習慣改善の取り組み支援
- 生活習慣病予防とともに、フレイル予防により社会生活を営むための機能を、可能な限り 維持することができるための支援

❖ 施策2

健康づくりの実践につながる仕組みづくりと継続支援

健康に関する価値観は一人ひとり異なりますが、たとえ病気や障害があっても自分自身の生活 のために、自分に合った望ましい生活習慣の実践ができるよう支援します。また、望ましい生活 習慣が継続できるよう支援していきます。

《主な取り組み》

③ 生活習慣病予防対策に関する相談の実施

- 乳幼児の発育や栄養、生活習慣に関する相談の実施
- 母子保健事業の機会を活用した生活習慣病予防に関する相談の実施
- 特定健康診査受診結果等による栄養・食生活に関する相談の実施

④ 生活習慣改善のための実践につながる仕組み

- 望ましい生活習慣を学ぶための健康教育の実施
- 生活習慣予防のための健康診断実施後の結果説明の実施
- 身体活動・運動量を増加させる取り組み

○ 食環境や身体活動・運動を促す環境の整備により、幅広い世代が自然に健康になれる環境 づくり

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指 標	現状値	めざす目標値
	①肥満(BMI25.0 以上)の人の割合	男性 41.3%	男性 36.8%
	(40歳から64歳) (a.)	女性 26.6%	女性 24.0%
	②朝食をほとんど食べない人の割合 (20歳~39歳) (b.)	13.2%	8.0%
	③朝・昼・夕の3食以外に間食や甘い飲み物を毎	男性 13.4%	男性 10.7%
	日摂取している人の割合 (c.) 	女性 25.4%	女性 20.4%
	④就寝前の2時間以内に夕食をとる割合 (週3回以上) (a.)	男性 24.0%	男性 20.3%
成果指標		女性 11.2%	女性 9.0%
	⑤外食や食品を買うときに栄養表示を見る人の割 合(b.)	39.5%	60.0%
	⑥軽く汗をかく運動を継続的に実施している人の 割合(b.)	26.3%	30.2%
	⑦かかりつけ医を持つ人の割合(b.)	64.1%	68.0%
// LL rth \\	⑧特定健診実施医療機関数(d.)	76 件	7

《出典》

- a. KDB システム健診有所見者状況(令和4年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工 (三芳町住民課・健康増進課)
- b. 令和4年度 三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)
- c. KDB システム質問票調査状況(令和4年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工 (三芳町住民課・健康増進課)
- d. 令和5年度 2市1町 (三芳町 富士見市 ふじみ野市) 特定健診実施医療機関

IV 総合的ながん(悪性新生物)対策の推進

(1) 現状と課題

がん(悪性新生物)は、日本人にとって身近な病気で、2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっていることから、その予防方法に多くの人の関心が集まっています。近年のがん予防の研究では、がん細胞を生じさせる因子は食生活習慣・飲酒・喫煙・感染等さまざまであり、特に喫煙と感染が大きな要因とされています。これらの因子を日常生活の中で意識し、リスクを下げる生活を過ごすことで、完全には防ぐことができないもののがんになりにくくすることはできるとされています。

町ではがん対策の一環として健康増進法に基づくがん検診を実施しており、乳がん検診については、令和2年度より医療機関で受診することができる個別検診方式の導入をきっかけに、国のがん検診無料クーポン事業対象者 41 歳に加え、町独自の無料クーポン事業対象者として 49 歳を、令和5年度からは 45 歳を町独自の無料クーポン事業対象者に加えるとともに、無料クーポンの対象でない人の費用負担を減額し受診しやすい環境の整備を行いました。その一方、令和4年度に実施した健康に関する意識調査では、町のがん検診を安価で受けられる制度について、内容まで知っている方の割合は約2割でした。またがん検診受診率について、胃がん検診内視鏡検査、乳がん検診は増加傾向にあるものの、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診は減少の傾向がみられました。

これらのことから、がん予防の正しい知識の普及・啓発として、新たに創設したがん対策の総合サイトを活用し、住民一人ひとりが自分の生活習慣を見直し、改善に向けた取り組みを実践できるような支援の強化、治療効果の高い早期にがんを発見し早期に治療することで、がんの死亡率を減少させるために総合的ながん対策を推進します。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

- 1. がんに関する正しい知識の普及啓発
- 2. がんの早期発見・治療に向けた取り組み

❖ 施策1

がんに関する正しい知識の普及啓発

近年の研究で、がんの発生には喫煙、飲酒等の食生活、運動不足等の生活習慣が大きく影響していることが明らかになっています。 今後は、科学的根拠に基づいたがんの予防に関する情報をわかりやすく提供し、住民一人ひとりが自分の生活習慣を見直し、改善に向けた取り組みを実践できるよう支援することが重要です。

《主な取り組み》

① 予防の正しい知識の普及・啓発

- 広報・ホームページを活用したがんに関する各種情報、正しい知識の普及・啓発
- 各種健(検)診等の機会を通じたがん予防の正しい知識の普及・啓発
- 生活習慣病の予防に関する知識の各種普及啓発事業(健康講座)の実施
- 乳がん検診・子宮頸がん検診無料クーポン券発送時にがん予防のパンフレットの送付
- HPVワクチン接種に関する理解の促進
- 中学生向けのがん教育の実施

② がん予防のためのたばこ対策の推進

- 公共施設における受動喫煙防止対策の更なる強化
- 事業者への受動喫煙防止対策の普及、啓発

❖ 施策2

がんの早期発見・治療に向けた取り組み

がんの早期発見の有効な取り組みとして、国は科学的根拠に基づいた効果的な検診の実施体制の整備を、市区町村は健康増進法に基づくがん検診を実施しています。がんの早期発見に向けて、住民一人ひとりが各種がん検診を受診するとともに、また町は住民が受診しやすい環境の整備を目指します。さらに、がんになってもがん患者本人が自分らしく生きることのできる、地域社会の実現を目指します。

《主な取り組み》

③ がん検診等の実施

- 各種がん(胃、大腸、肺、子宮、乳)検診の実施
- 特定健康診査(国民健康保険被保険者)等と同時に受けられるがん検診の案内の実施

④ 受診しやすい検診体制の整備

○ 特定健康診査(国民健康保険被保険者)等とがん検診の同時受診の拡充

⑤ 精度管理の充実

- 精密検査対象者の受診勧奨の実施
- がん検診 (一次検診) の受診から精密検査の結果まで、検診全体を把握できる精度管理の 充実

⑥ 検診受診率等の向上に向けた個別勧奨等の強化

- 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診勧奨の実施及び無料クーポンの配布
- がん検診対象に対する効果的な個別勧奨の実施

⑦ がん患者への理解・支援

○ がん治療に伴う理解の促進と支援の充実

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす
八二八十二			目標値
成果指標	①がんホームページの年間アクセス数 (a.)	-	5,000
774713113	②町のがん検診の制度を知っている人の割合(c.)	67.6%	72.6%
	③がん検診実施医療機関数(b.)	肺 68件	
		大腸 73 件	
		胃内視鏡 18 件	7
		乳 5 件	
		子宮頸 10件	
活動指標		肺 17.9%	
	④がん検診受診率(d.)	大腸 15.0%	
		胃内視鏡 1.1%	7
		乳 10.2%	
		子宮頸 10.9%	
	⑤精密検査受診者数(d.)	58.1%	70%

《出典》

- a. 三芳町健康増進課資料
- b. 令和5年度 2市1町 (三芳町 富士見市 ふじみ野市) がん検診実施医療機関 (三芳町健康増進課)
- c. 令和4年度 三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)
- d. 埼玉県がん検診精度管理事業報告(令和3年度度年度累計)(三芳町健康増進課)

V 歯科口腔(くう)保健対策の推進

(1) 現状と課題

歯・口腔の健康は、食事や会話を楽しむなど、毎日を健康で質の高い生活を過ごすうえで重要な役割を果たし、生涯を通じた歯・口の健康づくりの取り組みを充実していくことが求められています。また近年は口腔の健康が全身の健康にも関係していることが指摘されるなど、健康を保つ観点からも、歯・口腔の健康づくりへの取り組みが必要となっています。特に歯周病は、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であるとともに、歯周病と糖尿病や循環器疾患等の全身疾患との関連性も指摘されていることから、その予防は生涯にわたり健やかで充実した暮らしを送るうえで重要です。

町の歯科口腔保健対策として、新たに令和元年度から妊婦を対象とした歯周疾患検診を開始 し、妊娠によって高まるむし歯や歯周病の予防対策を推進してきました。また子育て期について は乳幼児健診の場において、学齢期については学校保健の場において、高齢期についてはフレイ ル予防対策として継続的な取り組みを行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止 のため、事業の中止や内容の見直し等を行いつつ対応を行ってきました。

その一方で、3歳児のう蝕のない人の割合は増加傾向を示したものの、保護者が毎日仕上げ磨きをしている人の割合や1日の歯磨きの頻度においては減少の傾向がみられました。また妊婦を対象とした歯周疾患検診についても、受診者は約10%であり今後の対策が必要です。

これらのことから、口や歯の健康の大切さを知り、健全な口腔機能を保てるよう、生涯にわたり口と歯の健康づくりの取り組みを目指し、歯科口腔(くう)保健対策の施策を実施します。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

- 1. 歯や口の健康に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- 2. 生涯を通じた歯科口腔機能の維持・向上の取り組み

❖ 施策1

歯や口の健康に関する正しい知識の普及・啓発の推進

子どものむし歯予防、大人の歯周疾患予防の取り組みを中心に、正しい知識の普及・啓発を推 進します。

《主な取り組み》

① 乳幼児の歯に良い生活習慣の定着への取り組み

- 乳幼児健診を通じ、保護者向けの歯みがき方法等、う蝕予防に関する知識等の普及・啓発
- 食育と連携した、乳幼児の発達に応じた口腔機能の理解と啓発
- かかりつけ歯科医を持つことの推奨

② 子ども世代の歯科保健意識の向上

- よく噛んで食べることの重要性についての普及・啓発
- 保育所等における口と歯に関する健康教室の実施

③ 成人期の口腔に良い生活習慣実践の指導

○ 歯周疾患予防検診時に実施する歯みがき指導を通じて、歯に良い生活習慣の普及・啓発

❖ 施策2

生涯を通じた歯科口腔機能の維持・向上の取り組み

歯や口の機能が低下すると、食べる、話すなどの機能が低下します。全身の健康を維持するために、検診の機会を通じた取り組みを推進します。

《主な取り組み》

④ 成人期の歯周疾患予防の推進

- 定期的な歯周疾患検診の実施による歯科疾患の早期発見・重症化予防
- 生活習慣病対策と連携し、歯科口腔保健と全身の健康との関連性について普及啓発

⑤ 妊婦のむし歯、歯周疾患予防の推進

- 妊娠期における歯周疾患予防検診の実施・普及啓発
- 妊娠中の口腔ケアの重要性についての普及啓発

⑥ 高齢期の口腔機能の維持・向上

- 口腔ケアの重要性とその方法等についての普及・啓発
- 訪問歯科診療等による在宅での口腔ケアの取り組みの推進

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす
拍标区刀	打印	- 水 水胆	目標値
	①保護者が毎日仕上げ磨きをしている人の割合 (1 歳6か月児)(a.)	70.3%	85.0%
	②3歳児のう蝕のない人の割合 (b.)	85.3%	90.0%
	③12歳児の一人平均う歯数 (c.)	0.33本	0.30本
成果指標	④1日に3回以上、はみがきをしている人の割合 (d.)	25.4%	35.9%
	⑤かかりつけ歯科医を持つ人の割合(d.)	72.2%	75.0%
	⑥かかりつけ医で定期健診を受けている人の割合 (d.)	43.9%	51.9%
	⑦よく噛んで食べることができる者の増加(65歳	男性 76.8%	男性 84.2%
	以上における咀嚼良好者の割合)(e.)	女性 76.6%	女性 84.1%

《出典》

- a. 令和4年度 健やか親子21に関する調査(1歳6か月児健診)(厚生労働省/三芳町健康増進課)
- b. 埼玉県の母子保健(令和4年度)資料集 【資料4】3歳児健康診査実施状況 6 (歯科健康診査)
- c. 三芳町学校教育課資料 (三芳町教育委員会)
- d. 令和4年度 三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)
- e. KDB システム質問票調査状況(令和4年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工 (三芳町住民課・健康増進課)

VI 社会とのつながり・こころの健康

(1) 現状と課題

社会環境は、私たちの健康状態を保つうえで大きな影響をおよぼすことが知られています。例えば、 就労、ボランティア、通いの場といったいわゆる居場所等の社会活動への参加は、健康状態によりよい 影響をもたらすと言われ、その一方で社会とのつながりが少なく孤立してしまっている場合は、気分の 落ち込みや不眠をもたらし、認知機能の低下を加速させ、免疫不全にもつながり、健康に悪い影響をもたらすと言われています。つまり社会的なつながりを持つことは、精神的健康や身体的健康に よい影響を与え、地域とのつながりが豊かな人は、様々な人々と交流する機会や社会活動に参加するき っかけを通じてよりよい健康状態を保つとされています。

また、こころの健康は、身体状況や生活の質に大きく影響します。こころの健康の維持向上は、健康づくりに取り組むうえで重要であり、心身の状態をよりよい状態に保つためには、適度な「運動」、バランスのとれた「食生活」、心身の疲労回復を目的にした「消極的休養」と鋭気を養う「積極的休養」が示されています。これらに加え精神的健康に良い影響を与える社会的なつながりを持つことが見直されています。

町では、生活支援コーディネーターを中心に、身近な地域での支え合い活動の創出・活性化を目指し 体制整備を行ってきましたが、今後さらに生きがいづくりを目的とした社会参加等を促進する取り組み が求められています。

これらのことから、社会活動への参加が社会とつながる一つの手段として、住民一人ひとりが 地域コミュニティとの関わりを促進できる取り組みを目指し、社会とのつながり・こころの健康 の施策を実施します。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

- 1. 人と人、人と社会がつながる支援
- 2. 参加・交流できる地域活動の支援
- 3. こころの健康に対する正しい知識の普及啓発

❖ 施策1

人と人、人と社会がつながる支援

精神的健康や身体的健康を維持するために、地域住民同士の支え合い活動の中で生まれる人と人、 人と社会がつながり支えあう取り組みを推進します。

《主な取り組み》

① 人と人がつながり支えあう取り組みの支援の強化

- 人と人との交流に対する重要性についての普及、啓発
- 様々な活動から人と人とがつながることへの支援・強化

② 社会的つながりへの強化

- 人や社会とつながることへの重要性についての普及、啓発
- 人と社会(地域の歴史、文化、自然環境、情報)とのつながりの強化

③ デジタル、ICTを活用したつながり支援

- ICTの活用により、時間や空間を超えた人々のつながりを促進
- デジタルを活用した効果的、効率的な環境づくり

❖ 施策2

参加・交流できる地域活動の支援

地域活動への参加は社会とつながる一つの手段であることから、地域コミュニティの活性化に 向けた取り組みの支援を行います。

《主な取り組み》

④ だれもが参加できる地域交流の場

- 地域住民が集まって様々な活動を行う居場所づくりの情報提供・支援
- スポーツや文化活動、講座などへの参加による新しい人脈づくり

⑤ 地域の人々との交流・地域活動への参加

- イベントやボランティア活動に参加することにより、地域社会とのつながりを深める
- 人々がお互いに支えあい協力し合う機会の創出

❖ 施策3

こころの健康に対する正しい知識の普及啓発

こころの健康を保つためには、ストレスに気づき、自分に合ったストレスの解消方法を理解し、また一人で抱え込まずに周囲に相談することも大切です。正しい知識をわかりやすく提供することが必要です。

《主な取り組み》

⑥ 正しい知識の普及啓発

○ こころの健康について正しい知識の普及啓発事業

⑦ こころの健康を保つための予防方法

- こころの健康についての相談体制の充実、講座等の実施
- 芸術文化活動を通じて、誰もが気軽に芸術文化に親しむことができる活動の実施

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす 目標値
	①こころやからだの休養がとれている人の割合 (a.)	66.3%	71.8%
	②ストレスを解消するために睡眠をとる人の割合 (a.)	59.6%	64.5%
成果指標	③地域に困ったときに相談できる人が身近にいる (b.)	50.2%	54.4%
	④この1年くらいのあいだに、地域のボランティア やチャリティに参加した人の割合(b.)	15.4%	19.2%
	⑤「こころの体温計」アクセス数(c.)	5,571	7

《出典》

- a. 令和4年度 三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)
- b. 令和4年度 三芳町住民意識調査報告書(三芳町政策推進室)
- c. 三芳町福祉課資料

VII 親と子の健康づくりの推進

(1) 現状と課題

ライフスタイルや社会情勢が変化するなかで子育てをめぐる環境は大きく変化しています。例 えば、子育てを家族に委ねるだけでは子育てそのものが大きな困難に直面し、特に乳幼児期は親 の負荷が高まりやすくなります。また様々な情報をインターネットから入手することが多くなる ことで、情報に振り回されることによる混乱や誤解、あるいは基本的な知識や情報の欠落のため に、子育てに不安を感じる家庭も少なくありません。これらのことから子育て世代を身近な地域 で親身に支える仕組みを整備することが急務でありました。

町では、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談、各種教室の開催や訪問事業の強化に加え、順次新たなサービスを加え、安心した出産・子育ての環境整備に取り組みました。具体的には健診において、令和元年度より新生児聴覚検査を令和4年度より産婦健康診査事業と多胎妊婦への妊婦健康診査補助事業を開始しました。平成29年度より開始した産後ケア事業においては、令和2年度には訪問サービス事業を令和3年度はデイサービス事業を拡充し、それぞれの生活状況にあった選択ができるように整備しました。

新型コロナウイルス感染症の流行は、乳幼児健診の実施、各種健康教育事業を通じた普及啓発に大きな影響が生じました。乳幼児健診は令和2年4月の緊急事態宣言時に中止(延期)したものの、その後は感染症対策を強化のうえ再開しました。両親学級や離乳食教室等の健康教育事業は、コロナ禍において動画を作成・公開し学ぶ機会を提供しました。さらに、相談体制の強化として、電子母子手帳の導入やタブレットを活用したオンラインでの相談体制の整備を行いました。令和5年度からは、伴走型相談支援や育児・家事支援サービス利用費補助事業を開始し、妊娠期から子育で期まで安心して出産・子育でができるように、産前産後の女性に寄り添い、家事や育児などのサポートをする産後ドゥーラ*の育成支援を実施し、サポートする担い手の確保を行いました。

その一方で核家族化は進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯は少なくありません。全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であります。

これらのことから、社会状況の変化や親自身の生活様式の多様化などを踏まえ、親子の健康保持・増進に加え、子どもの健やかな成長とともに、親やその家族の子育てをする力を支援し、地域において出産や子育てしやすい環境づくりを目指した、親と子の健康づくり施策を実施します。

※ 産前産後を支えるための知識・技術を習得し、一般社団法人産後ドゥーラ協会の認定を受けた産前産後ケアの専門家(厚生労働省ホームページより)

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

- 1. 妊娠前からの切れ目のない支援の充実
- 2. 子どもの健やかな成長への支援
- 3. 10 代のこころとからだの健康

❖ 施策1

妊娠前からの切れ目のない支援の充実

安心して出産・子育てができる環境整備に向け、妊娠期から子育て期のそれぞれの段階に対応 した支援、サービス情報の提供や助言など、母子保健事業を中心に切れ目のない支援の充実を図 ります。

《主な取り組み》

① 安心して出産等ができる環境づくり

- 不妊治療等に関する相談窓口の情報提供
- 妊娠届出時の保健師等専門職による相談体制の強化
- 妊婦健康診査・妊婦歯科検診・産婦健康診査の実施
- 緊急時医療機関情報の周知
- 感染症情報や流行情報などの情報提供や注意喚起

② 正しい情報の普及・啓発と学ぶ機会の提供

- 電子母子健康手帳・ホームページ等を活用した情報発信
- 保健師等専門職による相談機会の充実や健康教育事業の実施

③ 育児不安の軽減

- 保健師等専門職による乳児全戸訪問事業の実施
- 産後ケア事業の充実
- 産後ドゥーラをはじめとした、育児支援・家事援助サービス事業の充実
- 乳児全戸訪問事業を通じた、産後うつ予防と早期支援の実施

❖ 施策2

子どもの健やかな成長への支援

乳幼児健診の充実や子どもの望ましい生活習慣の普及・啓発や、疾病予防の取り組みなど、子 どもの健やかな成長を支援します。

《主な取り組み》

④ 乳幼児健診の充実

- 乳幼児健診の実施・健診未受診者の把握
- 心理相談等による発育発達に関する早期支援の取り組み
- 乳幼児健診全受診者を対象に保健師等専門職による個別相談の実施

⑤ 子どものころからの望ましい生活習慣の習得

- 子育て講座・離乳食教室等の健康教育事業の実施
- 学校、保育所等と連携した食育の推進
- 健診等を通じ、乳幼児を対象に望ましい生活リズムの啓発と子どもの年代に応じた歯の健 康づくりの実施

⑥ 子どもの疾病予防に向けた取り組み

- 乳幼児健診等での子どもの疾病予防の知識等の普及・啓発
- 定期予防接種の勧奨・相談の実施

⑦ 子どもの事故防止に向けた取り組み

- 乳幼児の事故防止の情報提供や啓発冊子の配布
- 乳幼児健診を通じ、月齢に応じた事故予防の普及・啓発

⑧ 地域で子育てをしやすい環境づくりの推進

- 地域住民・団体等と連携した妊娠・子育て知識の普及・啓発
- 児童館、保育所、子育て支援センターによる子育て支援の充実
- サロン等、地域活動への支援(子育てサロンの活動支援)

❖ 施策3

10 代のこころとからだの健康支援

10代は、生涯を通じた健康づくりに重要な時期であることから、心身の健やかな成長に必要な知識を身に付け、自らが健康について考え、主体的に取り組むことができるよう支援することが重要です。

《主な取り組み》

9 こころの健やかな発達の促進に向けた取り組み

- こころの健康に関する正しい知識の普及・啓発
- より良い睡眠の確保に向けた普及・啓発
- ストレスと上手に向き合う力の習得
- スクールカウンセラー等による相談体制の強化
- 家族や周囲の人たちへの相談体制の強化

⑩ 健康課題に適切に対処できる力の習得

- 疾病予防の理解や望ましい生活習慣の習得
- 規則正しい食生活により、生活リズムを身につけ健康の増進と豊かな人間形成
- 健康と命の大切さに基づいた教育の充実

① 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の取り組み

○ 小学校・中学校における薬物乱用防止教室等の実施

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標値
活動指標	①健診受診率(a.) 4 か月児健診 1 歳 6 か月児健診 3 歳児健診	92.0% 88.9% 96.3%	100.0% 98.0% 98.0%
	②発達状況の確認(乳幼児健診未受診訪問の実 施率) (a.)	100%	100%
	③育児で悩んでいても解決できる人の割合 (b.)	79.3%	90.0%
成果指標	④ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間 がある母親の割合 (b.)	77.9%	80.0%
	⑤産後1か月程度、助産師や保健師から指導・ケアを十分に受けることができた人の割合 (c.)	74.2%	85.0%

《出典》

- a. 平成30年から令和4年度の乳幼児健診受診者数をもとに算出(三芳町健康増進課)
- b. 令和4年度 健やか親子21に関する調査(4か月児・1歳6か月児・3歳児健診)(厚生労働省/三 芳町健康増進課)
- c. 令和4年度 健やか親子21に関する調査(4か月児健診)(厚生労働省/三芳町健康増進課)

4 その他の施策

Ⅷ 感染症予防対策の推進

(1) 現状と課題

感染症はウイルスや細菌などの病原体が体内に入り増殖し、発熱や下痢、咳などの症状を起こ す病気のことをいいます。感染症には、人から人にうつる感染症の他に、食品や動物、傷口から 感染する感染症も含まれています。

近年は、予防接種により多くの疾病の流行の防止に大きな成果をあげ、感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少などに大きな役割を果たしてきました。その一方で、新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの暮らしに大きな影響を与え、また季節性インフルエンザやノロウイルスは例年流行が確認されています。

これらのことから、引き続き住民一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持って予防策を実践し、感染症を予防し感染拡大を防ぐ対策を推進する取り組みを目指し、感染症予防対策の推進をはかります。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

- 1. 感染症予防の普及・啓発
- 2. 予防接種事業の充実及び接種率の向上(感染症予防及びまん延の防止)

❖ 施策1

感染症予防の普及・啓発

感染症予防に関する正しい知識の普及・啓発等を推進します。

《主な取り組み》

- ① 感染症予防の正しい知識の普及・啓発や情報提供
 - ホームページ、広報等を活用した普及・啓発
 - 最新の感染症情報や流行情報などの情報提供や注意喚起
- ② 関係機関との情報共有と相談・連絡体制の強化

- 地域で活動中のサロン等の既存のネットワークを活用した情報提供
- 医師会や高齢者等施設との迅速な情報共有と相談・連絡の連携

❖ 施策2

予防接種事業の充実及び接種率の向上(感染症予防及びまん延の防止)

感染症予防及びまん延防止の一環として、定期予防接種の接種率の向上を図ります。

《主な取り組み》

③ 定期予防接種の勧奨

○ 定期予防接種の個別勧奨の実施及び公費負担

④ 予防接種に関する相談体制の整備

○ 窓口や電話等による個別相談の実施

⑤ 予防接種の状況把握と効率的な管理

○ 母子保健事業と連携した状況把握の取り組み

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標値
成果指標	①1歳6か月児健診までに麻しん風しんワクチンの 予防接種を受けた人の割合 (a.)	88.0%	100.0%
	②1歳6か月児健診までに四種混合ワクチンの予防接種を受けた人の割合(a.)	92.0%	100.0%
活動指標	③高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率(b.)	34.2%	45.0%

《出典》

- a. 令和4年度健やか親子21に関する調査(1歳6か月児)(厚生労働省/三芳町健康増進課)
- b. 令和4年度の接種者数をもとに接種率(65歳)を算出(三芳町健康増進課)

IX 健康危機管理の向上

(1) 現状と課題

3年以上にわたる新型コロナウイルスとの闘いは、私たちの生活や社会のシステムに大きな影響を及ぼしました。例えば、経済・雇用が不安定化するなかでの働き方の変化、教育のあり方の変革、そして外出自粛による地域活動の中止が余儀なくされ、人と人との交流が少なくなったことによる健康面の影響など、新たな地域課題が顕著化するなかで、その再構築が必要とされています。

このように、新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症や 0-157 などの食中毒、さらには熱中症と住民の生命や健康を脅かす事態への対応は、平時から適切な情報収集することが重要です。また、住民自らが健康危機に対する意識を持ち、発生防止に向けた衛生管理の向上や発生時には正しい情報のもと適切な行動が必要となります。

これらのことから、目に見えない脅威や健康危機に備え、なお一層関係機関と連携、情報共有を行い、住民の生命と健康の確保に万全を期するために、普段から健康危機に対する意識を高め、発生時には正しい情報のもと適切な行動がとれることを目指し健康危機管理の推進を図ります。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

- 1. 健康危機に対する意識の向上、発生防止対策の強化
- 2. 健康危機発生時の対応力向上と拡大防止

❖ 施策1

健康危機に対する意識の向上、発生防止対策の強化

関係機関との連携・協力のもと、住民への健康危機防止に向けた衛生管理や日ごろの備えの啓発、発生予防対策の強化、健康危機管理体制の整備と対応力の向上を図ります。

《主な取り組み》

① 健康危機防止に向けた情報提供

○ ホームページ、広報等を活用した普及・啓発

- 日常生活における衛生管理意識や行動の啓発
- 熱中症対策など健康危機情報の発信
- 関係団体と連携した熱中症予防対策の実施

❖ 施策2

健康危機発生時の対応力向上と拡大防止

健康危機発生時には、関係機関との連携・協力体制のもと、住民に対する健康危機に関する正確な情報提供や相談体制の整備を図ります。

《主な取り組み》

② 被害拡大防止のための協力体制の確保

- 新型インフルエンザ等行動計画に基づいた協力体制の構築
- 新型インフルエンザ等業務継続計画等による連携体制の構築

③ 健康危機に関する情報提供と相談の実施

- 状況の把握と調査の実施
- ホームページなどにより健康危機に関するきめ細かな情報提供
- 相談体制の整備

④ 実態把握と事後対応

○ 経過記録による実態の把握と事案概要の総括・評価

X その他(たばこ・アルコール対策・薬物乱用防止対策の推進)

(1) 現状と課題

習慣化された喫煙やアルコールの多量摂取は、心疾患や脳血管疾患といった疾病や、がん等の発症要因となるといわれています。また受動喫煙では、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児 突然死症候群(SIDS)などの健康被害が懸念されていることから、健康増進法の改正により多数 の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するなど、望まない受動喫煙の防止を図ることが進められています。

また習慣的なアルコールの多量摂取は常態化することにより、心身の健康を損ない、その多くは家庭や社会生活にも影響を及ぼしてしまいます。さらに、薬物乱用や不正な薬物使用は、脳の破壊、末梢神経障害による筋肉の萎縮、腎臓や肝臓などが障害を受けてしまうなど、アルコールと同様に心身の健康を損ない、その多くは家庭や社会生活にも影響を及ぼしてしまいます。

これらからの害から心身を守るには、それぞれの害に関する正しい知識の普及・啓発が不可欠 であり、また、依存症を早期に発見し、相談できる環境づくりも求められています。

これらのことから、喫煙や習慣的な飲酒の害、薬物に関する正しい知識を持ち、禁煙や受動喫煙防止、適量飲酒の実践、薬物使用の防止に努めることを目指し、たばこ・アルコール対策・薬物乱用防止対策の推進を図ります。

(2) 施策と主な取り組み

《施策》

1. たばこ・飲酒・薬物対策の充実

❖ 施策1

たばこ・飲酒・薬物対策の充実

たばこの害に関する正しい知識の普及・啓発や受動喫煙防止などのたばこ対策、飲酒・薬物の 害や依存症に対する正しい知識の普及・啓発などの対策に取り組みます。

《主な取り組み》

① たばこの害に関する正しい知識の普及・啓発

- 各種健康イベント等を活用した普及・啓発
- 母子健康手帳交付時における普及・啓発

- 禁煙を希望する住民へ禁煙外来等の情報提供の実施
- 学校等で喫煙の害に関する健康教育の実施
- 既存の事業を活用した普及啓発活動の実施

② アルコールの害に対する正しい知識の普及・啓発

- 各種健康イベント等を活用した普及・啓発
- 母子健康手帳交付時における普及・啓発
- 学校等でアルコールの害に関する健康教育の実施
- 依存症相談やこころの健康相談の実施
- 既存の事業を活用した普及啓発活動の実施

③ 薬物の害に対する正しい知識の普及・啓発

- ホームページ、広報等を活用した普及・啓発
- 各種健康イベント等を活用した普及・啓発
- 学校等で薬物の害に関する健康教育の実施
- 依存症相談やこころの健康相談の実施
- 既存の事業を活用した普及啓発活動の実施

(3) 評価指標とめざす目標値

指標区分	指標	現状値	めざす目標
	①習慣的にたばこを吸っている人の割合 (a.)	男性 24.6% 女性 7.4%	男性 18.0% 女性 5.8%
	 ②妊娠中にたばこを吸っていた母親の割合 (b.) 	1.2%	0%
成果指標	③3歳未満の児を持つ親がたばこを吸っている割 合(c.)	父親 30.8% 母親 4.4%	父親 23.8% 母親 4.0%
	④妊娠中にお酒を飲んでいた母親の割合(b.)	1.2%	0%
	⑤ストレスを解消するためにお酒を飲む人の割合 (d.)	29.6%	26.1%

《出典》

- a. KDB システム質問票調査状況(令和 4 年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工(三 芳町住民課・健康増進課)
- b. 令和4年度健やか親子21に関する調査(4か月児健診)(厚生労働省/三芳町健康増進課)
- c. 令和4年度健やか親子21に関する調査(4か月児・1歳6か月児・3歳児健診)(厚生労働省/三芳町健康増進課)
- d. 令和4年度三芳町健康に関する意識調査結果(三芳町健康増進課)

5 計画の推進と評価

1) 施策の推進体制

本計画の取り組みをより効果的に進めていくためには、関係機関との連携をより一層強化し、 施策を進めることが重要です。また関係機関や民間企業がもつノウハウや専門性を取り入れつ つ、新たな時代に合致した多様な健康づくり施策を積極的に行う必要があります。

2) 計画の進捗管理と評価

本計画に実効性を持たせるために、計画指標の達成状況については、住民への意識調査をはじめ、関連部署が行う調査、各種計画の評価及び関係機関等による事業の遂行状況などで現状を把握します。さらに「三芳町健康づくり推進会議」において、取り組みの進行状況の確認、評価を行い効果的な推進を検討します。

6 資料編

1) 三芳町独自の特徴ある健康づくり

平成27年から平成29年までの3か年で埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金の交付を受け、実施した健康長寿事業「みよし野菜食べて!歩いて!健康長寿」の成果を受けて、5年間でさまざまな事業の検討・実施をしました。

令和2年度より後期高齢者医療広域連合から委託される高齢者に対する保健事業を踏まえ、介護と医療が一体的にかつ、地域の特性を生かした事業のさらなる体制整備ができるよう検討を重ね、個別的支援(ハイリスクアプローチ)と通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)を開始し、後期高齢者の健康保持・フレイル予防を目的として事業を実施してきました。また、楽しく健康づくりができることを目的に「Health for ALL(ヘルスフォーオール)」と銘打って、講演会・ミニコンサートをはじめ、コバトン健康マイレージ事業(以下、マイレージ事業)への参加やウオーキング講座、フレイル予防講座等の実施を行いました。

マイレージ事業は、令和 2 年度から始まり、町内在住・在勤の 889 名(令和 6 年 3 月時点)の方に毎日の健康づくりとしてご活用いただきました。アプリをインストールすることで、スマートフォンで歩数が確認でき、歩数によってポイント*が付与されることで、モチベーションを保ちながらウオーキングできる仕組みです。また、身体活動・運動による医療費抑制の効果をはかるため、マイレージ事業参加群と非参加群において、外来・入院における医療費の差について SPSS を用いて分析しましたが、有意差のある結果は得られませんでした。*ポイントは、年 4 回の抽選で使用可能。

そのような中で、令和3年度は、マイレージ事業を活用し、下肢筋力の向上に着目したウオーキング講座を実施しました。これは、気軽に取り組めるウオーキングや下肢筋力向上を目的としており、体力の維持向上、フレイル予防を目指して実施したものです。ウオーキング講座の参加者には、AIによる姿勢分析結果から導き出される一人ひとりに合わせた運動メニューの紹介を行い、感染予防のため外出を控えていても、自宅で継続して運動につながるよう運動の動画配信や紙面によるフィードバックを行いました。

また、地域の特性を生かした事業のさらなる体制整備のひとつとして、令和4年度に KDB データを活用した町の健康課題の分析を実施しました。健康課題の分析には、目白 大学の藤井先生のお力をお借りしながら行ったところ、県と比較して高血圧・高血糖が多 いことが分かりました。令和 4 年度以降は、町の健康課題に即した内容を事業に反映し実 施しています。

がん検診事業について、三芳町健康に関する意識調査結果における「町のがん検診の制度について知っている」と回答した方の割合は、67.6%でした。このことから令和 5 年度より、乳がん検診については無料クーポン対象者の追加や自己負担金引き下げ、がん総合サイトを創設することで、より多くの方が検診の受診やがん検診の制度について知ることができる環境を整備しました。

町の高齢化率は増加を続け、令和 5 年度は 28.7%となっており、県や近隣市町村と比較して高い数値となっています。高齢化の課題に引き続き対応すべく、3年間の健康長寿事業の成果をもとに「フレイル予防」に着目した健康づくり事業を、また生活習慣病予防対策としては、令和 6 年 3 月に「第 3 期保健事業実施計画書(データヘルス計画)・第 4 期特定健康診査等実施計画」が策定され、重点事業として糖尿病性腎症重症化予防対策事業と生活習慣病重症化予防対策事業を掲げ実施します。

2)三芳町の概要

(1)人口の情況

①人口動態について

人口動態一定期間内の人口変動です。平成 28 年以降の人口動態は次の表のとおりです。

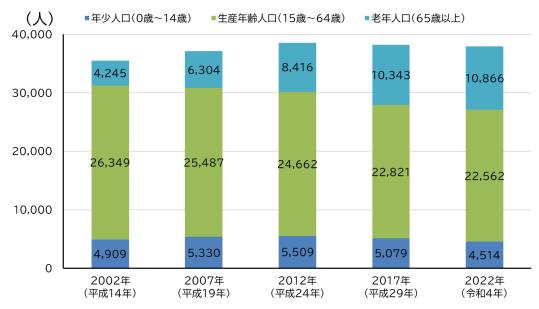
≪人口静態と人口動態≫

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人口(人)		38,553	38,708	38,667	38,393	37,638	38,246	38,072
 出生	数(人)	223	188	223	195	215	188	162
山土	率(%)	5.8	4.9	5.8	5.1	5.7	4.9	4.3
 死亡	数(人)	353	350	353	378	369	436	432
%L_	率(%)	9.2	9.0	9.1	9.8	9.8	11.4	11.3
合計特殊出	:生率(%)	1.15	1.04	1.22	1.07	1.34	1.09	0.96

資料: 埼玉県の人口動態概況(埼玉県保健医療政策課)

②段階別人口の推移について

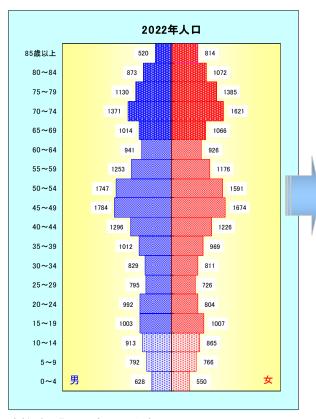
段階別人口の推移について、平成14年からの変化を示しました。



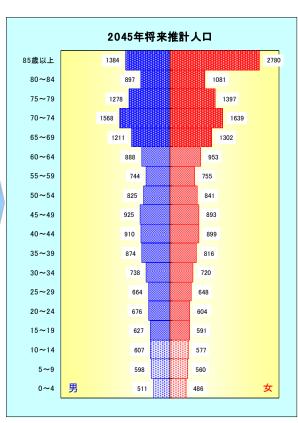
資料: 令和4年度版地域別健康情報(埼玉県衛生研究所)

③人口構成の変化(将来推計人口)について

人口構成の変化について示しました。







資料: 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の市区町村別将来推計人口(2018年推計)」 (2015年国勢調査人口を基準に推計)

(2) 高齢化率の推移

2022年度版地域別健康情報(埼玉県衛生研究所)によると、高齢者人口は令和 5 年度 以降も上昇を続け、令和 12 年(2030 年)には 34.1%に達する見通しとなっています。



資料:2022年度版地域別健康情報(埼玉県衛生研究所)

(3)平均寿命と65歳健康寿命

①平均寿命について

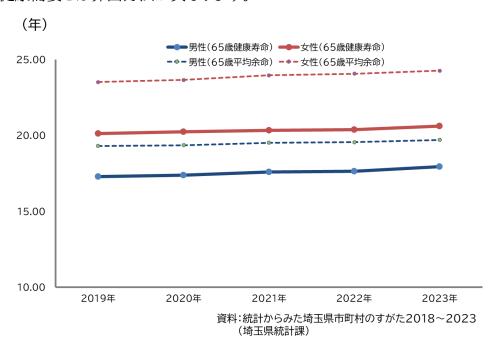
平均寿命とは、0歳の平均余命であり、「ある人口集団の死亡状況が今後変化しないと 仮定したときに、各年齢の者が平均してあと何年生きられるかという期待値」です。全国の 平均寿命の比較には、「市町村別生命表」を用います。最新のデータである令和 2 年度の 生命表によると、三芳町の平均寿命は81.1歳、女性87.7歳で、男性は埼玉県や全国を やや下回っていますが、女性はやや上回っています。

≪平均寿命	の変化≫				(歳)
性別	分類	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	三芳町	80.2	80.6	81.1	81.1
男性	埼玉県	79.0	79.6	80.8	81.4
	全国	78.8	79.6	80.8	81.5
	三芳町	86.6	86.9	87.2	87.7
女性	埼玉県	85.3	85.9	86.7	87.3
	全国	85.8	86.4	87.0	87.6

資料:市区町村別生命表(e-Stat 政府統計の総合窓口)

②65歳健康寿命について

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。埼 玉県では「65歳に達した人が、あと何年、自立して健康に生きられるかを示す期間」とし、 介護保険制度の「要介護 2 以上」になるまでの期間を算定しており、厚生労働省による都 道府県別健康需要とは算出方法が異なります。



(4) 死因や疾病に関する状況

①死因別死亡割合

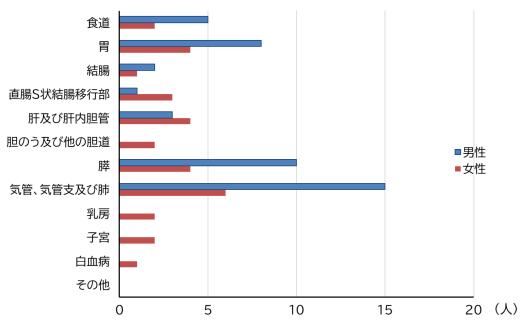
2022 年度版地域別健康情報によると、2017 年から 2021 年の死因別順位は、悪性 新生物(がん)、心疾患(高血圧性を除く)、肺炎の順となっています。またライフステージ別 死因順位は下記の表のとおりとなっています。

《死因死亡	別割合≫							
	1位	2位	3位	4位	5位			
総数	悪性新生物	心疾患 (高血圧を除く)	肺炎	脳血管疾患	老衰			
	28.0%	16.1%	11.6%	7.7%	4.0%			
幼少期 (0~4歳)								
少年期 (5~14歳)	悪性新生物 66.7	貧血 33.3						
青年期 (15~24歳)	自殺 80.0	心疾患 (高血圧を除く) 20.0						
壮年期 (25~44歳)	悪性新生物 37.5	自殺 28.1	心疾患 (高血圧を除く) 9.4	不慮の事故 9.4	脳血管疾患 6.3			
中年期 (45~64歳)	悪性新生物 41.8	心疾患 (高血圧を除く) 16.3	脳血管疾患 6.0	不慮の事故 4.3	脳血管疾患 6.3			
高齢期(65歳以上)	悪性新生物 26.4	心疾患 (高血圧を除く) 16.2	肺炎 13.0	脳血管疾患 8.0	老衰 4.5			
。								

②悪性新生物(がん)の死因別死亡数

令和4年度版統計みよしによると、平成30年から令和2年の悪性新生物での死亡数は、男性では気管・気管支及び肺が最も多く推移しており、女性は気管・気管支及び肺、膵で多い傾向がみられています。

≪悪性新生物(がん)の死因別死亡数≫



資料:令和4年度版統計みよし(三芳町財務デジタル推進課)

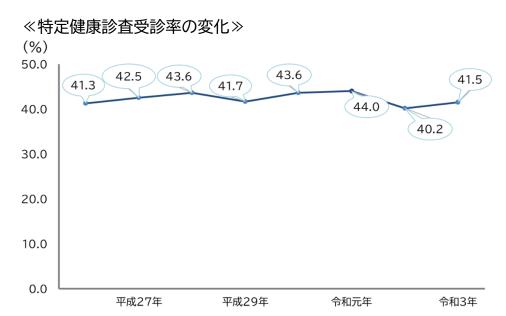
③主要疾病による埼玉県比較

「標準化死亡比」とは、異なった年齢構成を持つ地域間でも死亡率の比較が可能になるよう計算された指標です。2022 年度版地域別健康情報によると、三芳町では男性の脳血管疾患と不慮の事故、女性の自殺において埼玉県より死亡率が低くなっていますが、心疾患、肺炎、男性の自殺、女性の不慮の事故は埼玉県より高くなっています。なかでも肺炎については、統計的な有意差がみられました。

(5)特定健康診査等の状況

①受診率について

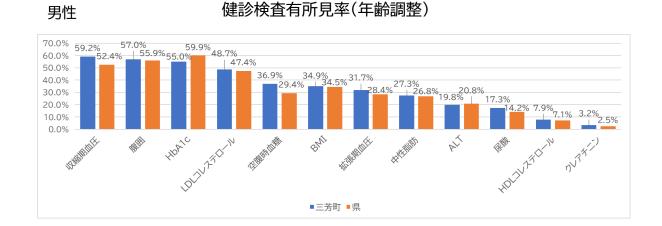
平成23年から令和2年の特定健康診査の受診率は、おおむね40%前後で推移しています。



資料:平成30年度版・令和4年度版統計みよし (三芳町財政デジタル推進課)

②有所見状況について

検査結果値の有所見状況は、県と比べて男性は「収縮期血圧」「腹囲」「LDL コレステロール」「空腹時血糖」「BMI」「拡張期血圧」「中性脂肪」「クレアチニン」などが高く、女性は「LDL コレステロール」「収縮期血圧」「空腹時血糖」「BMI」「拡張期血圧」「腹囲」などが高いです。



女性



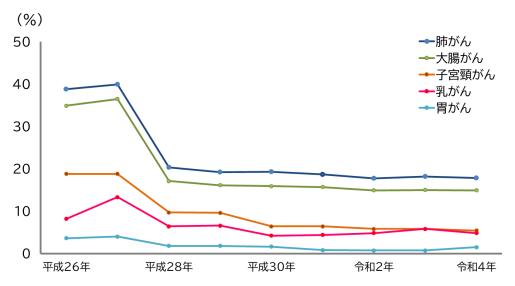
		BMI	腹囲	中性脂肪	ALT	HDLコレス テロール	空腹時 血糖	HbA1c	尿酸	収縮期 血圧	拡張期 血圧	LDLコレス テロール	クレア チニン
男性	三芳町	34.9%	57.0%	27.3%	19.8%	7.9%	36.9%	55.0%	17.3%	59.2%	31.7%	48.7%	3.2%
为注	県	34.5%	55.9%	26.8%	20.8%	7.1%	29.4%	59.9%	14.2%	52.4%	28.4%	47.4%	2.5%
女性	三芳町	24.5%	20.7%	14.3%	10.1%	0.7%	25.5%	55.5%	2.3%	51.4%	22.7%	60.9%	0.5%
女性	県	21.8%	19.2%	14.7%	8.9%	1.2%	18.3%	58.9%	1.9%	48.0%	18.7%	55.5%	0.3%

資料: KDB 帳票 No.23 厚生労働省様式(様式5-2) (健診有所見者状況(男女別・年代別)

年齢調整(%)は全国受診者数(男女別)を基準人口とした直接法により、国保データベース(KDB)の CSV ファイル(厚生労働省様式(様式5-2)健診有所見者状況(男女別・年代別))より計算 ※令和4年度の数値

(6)がん検診の状況

三芳町におけるがん検診の受診率は、年々ゆるやかに減少していますが、胃がん検診の 受診率は微増傾向がみられました。また、すべてのがん検診において、厚生労働省の推奨 する受診率 50%には届かない状況です。(平成 28 年度と平成 29 年度は、対象者を地 域保健・健康増進課報告に準じて全人口としたため受診率の低下がみられた。)



資料:令和4年度版統計みよし(三芳町財政デジタル推進課)

(7)歯科保健の状況

幼児のう歯数についての変化は下記のとおりです。平成 24 年度から 3 歳児のむし歯のない者の割合は増加し、「一人平均う歯数」はおおむね半分まで減っています。また、令和元年度より開始した妊婦歯科健診については受診者数に増加傾向がみられます。

≪乳児及び児童のう歯数の変化≫

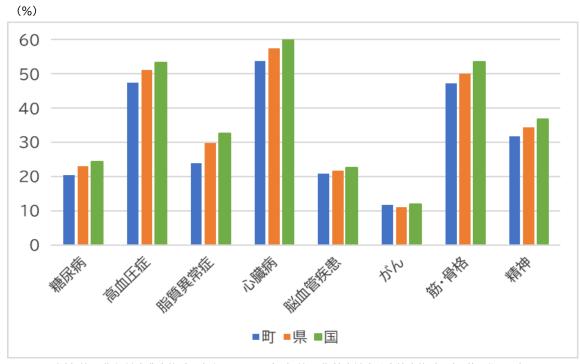
	平成24年度	平成28年度	令和元年度	令和3年度
3歳児のう蝕のない者の割合(%)	82.8	82.3	90.3	90.9
3歳児の一人平均う歯数(本)	0.58	0.61	0.32	0.31

資料:三芳町健康増進課

(8)要介護・要支援認定者の状況

①有病状況について

第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画によると、令和4年度の要支援・要介護認定者の有病状況は、「心臓病」で53.6%と最も高く、次いで「高血圧症」が47.4%、「筋・骨格」が47.2%となっています。県と比べると、「がん」の割合が高いです。また、令和元年度と比べると、脂質異常症が増加しています。



資料:第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画(三芳町住民課)

②認定者数の推移について

三芳町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画によると、第1号被保険者の要支援・ 要介護認定者数は、年々増加しており、令和5(2023)年には 1,672 人、認定率は 15.5%となっています。

第2号被保険者の要支援・要介護認定者数は、39人前後の横ばいで推移しています。

3.000 30% 15.5% 15.1% 14.1% 20% 12.7% 13.7% 13.5% ■第1号被保険者 (65歳以上) 10% 0.3% 0.3% 0.3% 0.3% 0.3% 0.3% -------0---- 🗇 0% 2,000 □第2号被保険者 1.711 1.671 (40~64歳) 1,563 1,509 1, 497 1, 394 ◆第1号被保険者認定率 1,000 1.631 1,672 1,529 1.464 1,457 1.348 -□-第2号被保険者認定率 2023年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年

■要支援・要介護認定者数の推移

(平成30年)

(令和元年)

(令和2年)

資料:介護保険事業状況報告 各年10月1日

(令和5年)

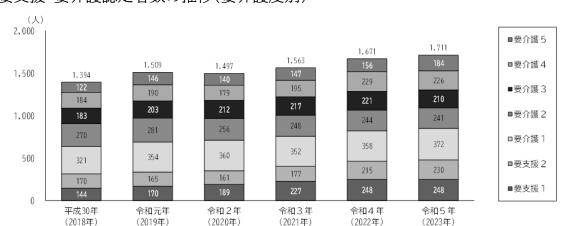
また、要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を含む)は、年々増加しています。要介護度別にみても、時期による増減はありますが、全体的に増加傾向となっています。

(令和4年)

要支援・要介護認定者構成比をみると、本町では要介護1の割合が最も高く、令和5 (2023)年では 21.7%となっています。

(令和3年)

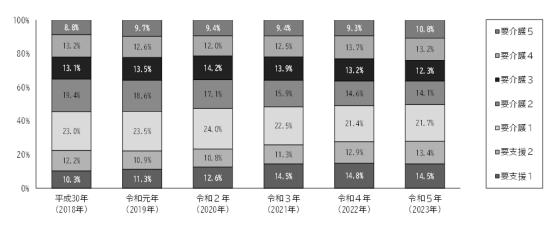
また、要介護3以上の重度認定者の割合は、全体の30%台後半で推移しています。



■要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)

資料:介護保険事業状況報告 各年10月1日

■要支援・要介護認定者構成比の推移(要介護度別)



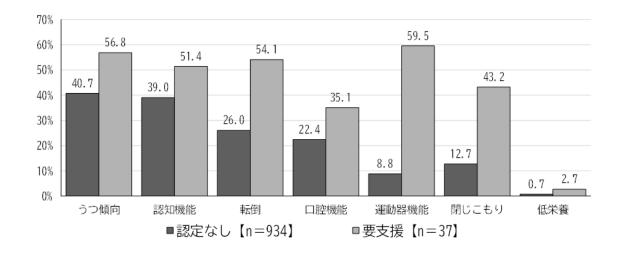
資料:介護保険事業状況報告 各年 10 月 1 日

③65歳高齢者の機能低下について

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき判定された 生活機能の低下リスクの該当状況は、要介護認定を受けていない高齢者では「うつ傾向」 が40.7%で最も多く、次いで「認知機能」が39.0%、「転倒」が26.0%などとなってお り、年齢が高いほどリスク該当者割合が高くなる傾向がみられます。また、男性より女性の 方がリスク該当者割合が高くなる傾向もみられます。

要支援認定者においては、要介護認定を受けていない高齢者と比較すると、全体的にリスク該当割合が高くなり、「運動器機能」が59.5%で最も多く、次いで「うつ傾向」が56.8%、「転倒」が54.1%、「認知機能」が51.4%などとなっています。

■生活機能の低下リスク該当者割合



≪認定なし≫

##/C 5. 5											
	うつ傾向 認知機能			転倒		口腔機能	運動器機能	閉じこもり	低栄養		
全体(n=934)		40.7%		39.0%		26.0%		22.4%	8.8%	12.7%	0. 7%
65歳~69歳(n=157)		38. 2%		28.7%		19.1%		19.1%	4.5%	9.6%	0.6%
70歳~74歳(n=266)		41.7%		38.3%		24.8%		18.4%	5.6%	6.8%	0.4%
75歳~79歳(n=235)		41.3%		43.0%		29.8%		24.3%	6.8%	10.2%	1.3%
80歳~84歳(n=188)		42.0%		42.6%		25.5%		27.1%	12.2%	18.1%	0.5%
85歳以上(n=59)		33.9%		47.5%		39.0%		28.8%	32.2%	42.4%	0.0%
男性(n=420)		38.6%		36.0%		24.5%		20.7%	5.7%	11. 7%	0.7%
女性(n=514)		42.4%		41.4%		27. 2%		23. 7%	11.3%	13.6%	0.8%

≪要支援≫

	うつ傾向	認知機能	転倒	口腔機能	運動器機能	閉じこもり	低栄養
全体(n=37)	56.8%	51.4%	54. 1%	35.1%	59.5%	43.2%	2.7%
65歳~69歳(n=3)	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
70歳~74歳(n=3)	66.7%	33.3%	66.7%	0.0%	66.7%	66.7%	0.0%
75歳~79歳(n=6)	33.3%	33.3%	16. 7%	33.3%	33.3%	33.3%	16.7%
80歳~84歳(n=11)	45.5%	36.4%	63.6%	36.4%	54.5%	18.2%	0.0%
85歳以上(n=12)	75. 0%	83.3%	66.7%	58.3%	83. 3%	75. 0%	0.0%
男性(n=18)	44.4%	44.4%	44. 4%	38.9%	55.6%	38.9%	5.6%
女性(n=19)	68.4%	57.9%	63. 2%	31.6%	63.2%	47.4%	0.0%

(9)医療費の状況

①国民健康保険人口 1 人あたり医療費の推移について

第3期三芳町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期三芳町特定 健康診査等実施計画によると、町における国民健康保険被保険者の1人当たりの医療費 は、令和元年度と比べると微増傾向にあります。入院医療費・外来医療費においても、令和 元年度から微増となっています。

≪1人当たり医療費の推移(比較)≫



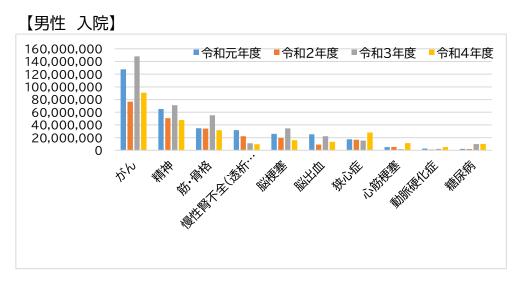
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	239,762円	224,386円	269,762円	263,191円
入院	124,536円	116,146円	143,277円	128,453円
外来	115,226円	108,240円	126,485円	134,738円

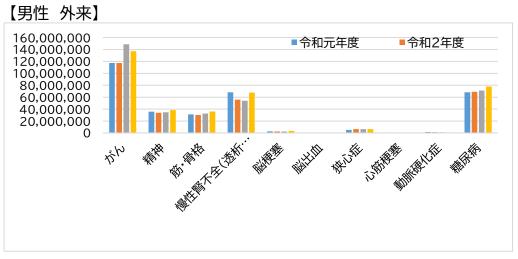
資料:KDB 帳票 No.86「健康スコアリング(医療)」、KDB 帳票 No.3「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

②疾病別医療費分析(細小分類)による医療費の状況

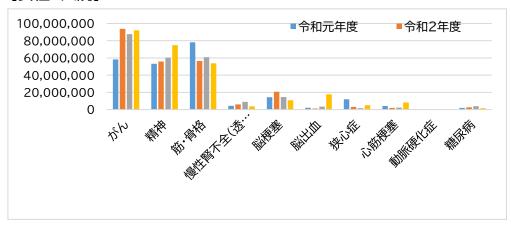
疾病分類別の医療費総額について、令和4年度の構成比率は、男性の入院で最も高い 疾病分類は「がん」で、次いで「精神」、「筋・骨格」となっています。

男性の外来では、最も高い疾病分類は「がん」、「糖尿病」、「慢性腎不全(透析あり)」です。女性の入院も男性と同様に、最も高い疾病分類は「がん」、「精神」、「筋・骨格」となっています。女性の外来では、最も高い疾病分類は、「がん」、「筋・骨格」、「慢性腎不全(透析あり)」です。

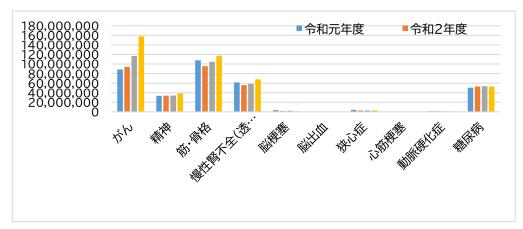




【女性 入院】



【女性 外来】



資料:第3期 三芳町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期

3) 健康づくり等に関する調査

三芳町健康づくり推進計画が、令和 5 年度末に中間評価を迎えることと、後期計画作成に向けた 基礎資料とするため、令和 5 年 2 月に「健康に関する意識調査」を実施し、集計を行いました。

- (1) 調査の概要
- ① 調査名 三芳町健康に関する意識調査
- ② 調査の目的
- ③ 健康に対する三芳町民の意識を把握し、今後の健康づくり施策の検討のために基礎資料を得ることを目的とする。
- ④ 調査の項目
 - 1)健康状態や意識について 2)食生活について 3)身体活動・運動について
 - 4)休養、こころの健康について 5)飲酒について 6)喫煙について
 - 7)口と歯の健康について 8)健康管理について
- ⑤ 調査対象
 - A) 母集団 三芳町全域の 18 歳以上の男女
 - B) 標本数 1,500人
 - C) 抽出方法 令和5年1月31日現在、住民基本台帳より無作為抽出
- ⑥ 調査時期 令和5年2月10日~3月10日
- ⑦ 調査内容 郵送配布-郵送回収または電子申請(催促はがき無し)

18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~75 歳
50 人	260 人	260 人	260 人	260 人	260 人	150 人

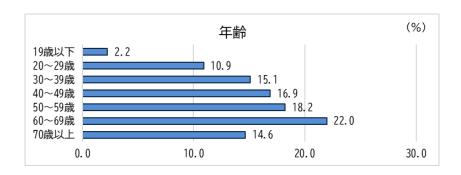
- ⑧ 調査実施機関 三芳町役場健康増進課健康長寿担当
- ⑨ 回収数(回収率) 669票(44.6%)

郵送回収 421票(60.2%)

電子申請 248票(39.8%)

■ 回答者の属性

・年齢



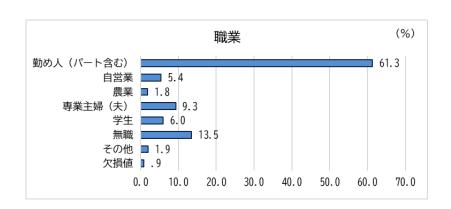
·世帯構成



·居住地区

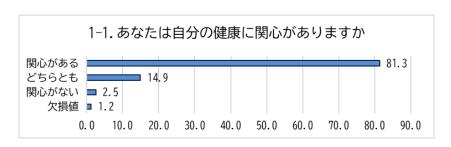


・職業

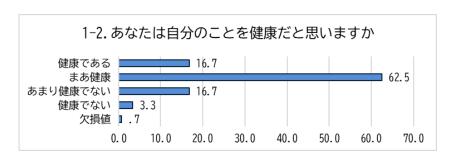


1)健康状態や意識について

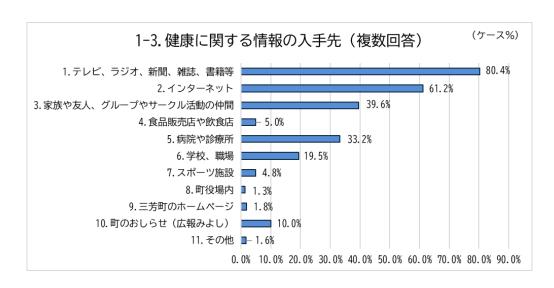
問 1-1. あなたは自分の健康に関心がありますか(1つに √)



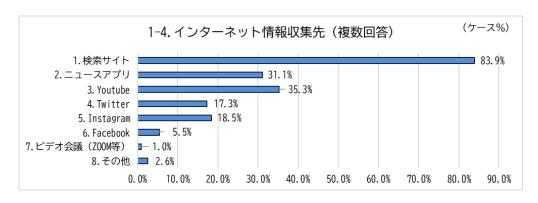
問 1-2. あなたは自分のことを健康だと思いますか(1つに√)



問 1-3. あなたは、ふだん、健康に関する情報を主にどこで目にしたり、聞いたりしていますか。(あてはまるものすべてに✓)



問 1-4. インターネットでの情報を収集する際に、どのようなツールを使用しますか。(あては まるものすべてに ✓)



問 1-5. 健康に関するそれぞれの項目について、あなたのふだんのお考えにもっとも近いものを選んでください。

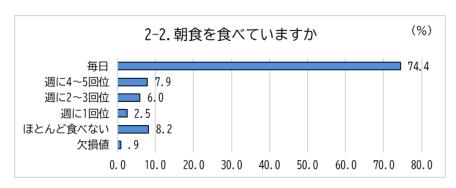
《p84掲載》

2)食生活について

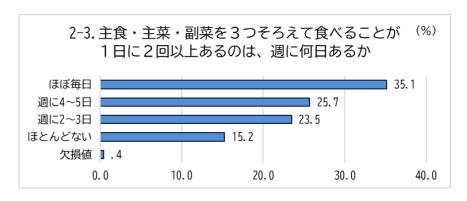
問 2-1. あなたは食育に関心がありますか。(1つに ✓)



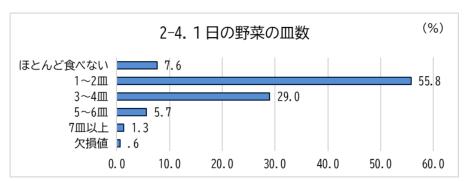
問 2-2. あなたは朝食を食べていますか。(1つに√)



問 2-3. あなたは主食(ごはん、パン、麺など)・主菜(肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメインの料理)・副菜(野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿の料理)を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか。(1つに√)

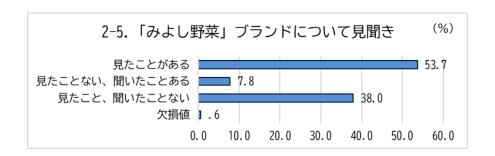


問 2-4. あなたはふだん、1日に野菜を皿数で考えると何皿食べていますか。1皿は小鉢1コ分程度(約70g:握りこぶし小1つ程度)と考えてください。また、肉料理などのつけ合わせの野菜も含めて、お答えください。(1つに 🗸)



問 2-5. 右側のマークは、みよし野菜のイメージアップ、ブランド化の推進のため、 立ち上げたみよし野菜ブランド化推進研究会のロゴです。生産者が自信をもって 出荷するみよし野菜の目印として、野菜の袋などに記されています。 あなたは、「みよし野菜」ブランドについて見聞きしたことはありますか。(1つに 🗸)





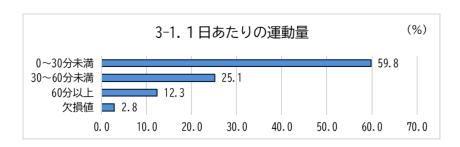
問 2-6. 普段の食生活の中で、次のことをそれぞれどれくらいしていますか。(1 つずつ ✓)

《p85掲載》

3)身体活動・運動について

問3-1. あなたの運動習慣について、教えてください。

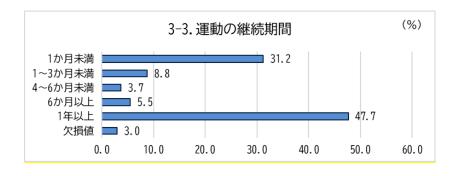
■ 1日あたりの運動量は、どのくらいですか。(あてはまるもの1つに 🗸)



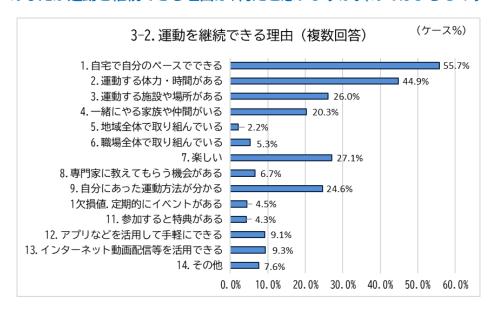
■ 1週間に何日くらい運動していますか。(1つに /)



■ その運動を、どのくらい継続していますか。(1つに 🗸)

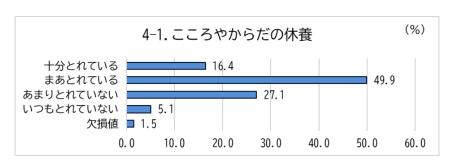


問 3-2. あなたが運動を継続できる理由は、何だと思いますか。(あてはまるものすべてに✓)

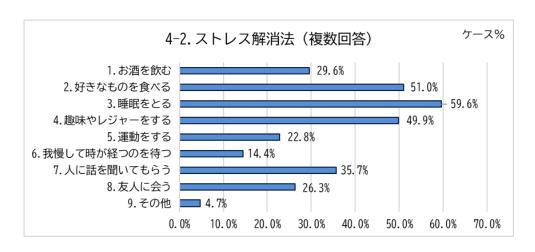


4)休養、こころの健康について

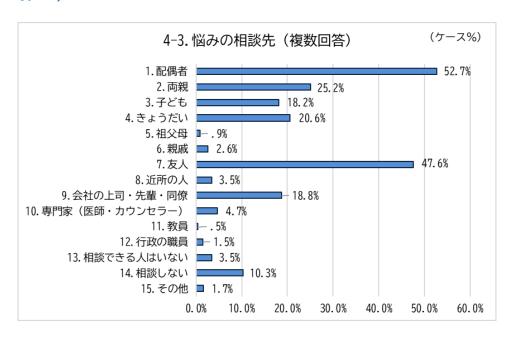
問 4-1. あなたは、こころやからだの休養が十分にとれていますか。(1つに ✓)



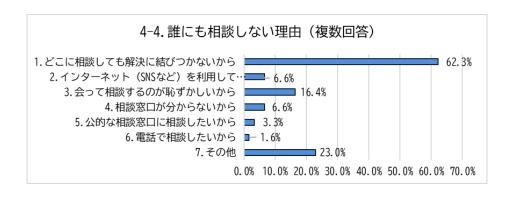
問 4-2. あなたは日常生活の不安や悩み、苦労、ストレスを解消するためにしていることは、 なんですか。(あてはまるものすべてに✓)



問 4-3. あなたは、悩みや困ったことがあったとき、どなたに相談をされますか。(あてはまるものすべてに 🗸)



問 4-4. 問 4-3.で「相談しない」を選ばれた方にうかがいます。誰にも相談しない理由はなんですか。(あてはまるものすべてに 🗸)



5)飲酒について

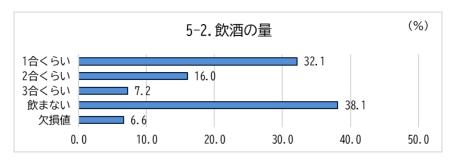
問 5-1. あなたがアルコール類(お酒)を飲む回数は、平均でどの程度ですか。(1つに√)



問 5-2. ふだん、1日(1回)、平均でどれくらいアルコール類(お酒)を飲みますか。(1つに✓)

【目安】

日本酒1合 =焼酎(25 度)100ml = ビール・チューハイ(アルコール度数 5%)500ml = ワイン 180ml



問 5-3. あなたは、生活習慣病リスクを高める飲酒量が、1日当たりの純アルコール摂取量が 男性で 40g 以上(日本酒にして 2 合)、女性 20g 以上(日本酒にして 1 合)であることを知っ ていますか。(1つに 🗸)



6) 喫煙について

問 6-1. あなたは、現在たばこ(電子タバコ含む)を吸っていますか。(1つに ✓)



問 6-2. 問 6-1 で「吸っている」と選ばれた方にうかがいます。あなたは、今後、たばこをやめたい・減らしたいと思っていますか。(1つに ✓)

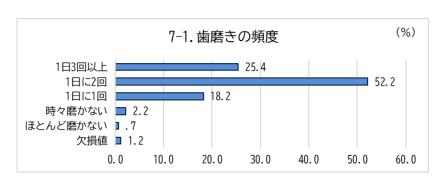


問 6-3. あなたは「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」という病気を知っていますか。(1つに√)



7)口と歯の健康について

問 7-1. あなたは、歯磨きをどのくらいしていますか。(1つに ✓)

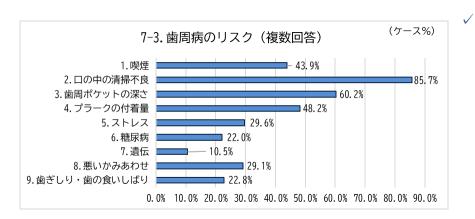


問 7-2. あなたは、ふだん、歯や歯ぐきの健康のために、どのようなことに取り組んでいますか。(あてはまるものすべてに√)



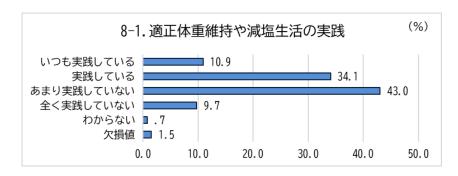
問 7-3. 歯周病のリスクとなるものについて、知っているものはなんですか。(あてはまるもの



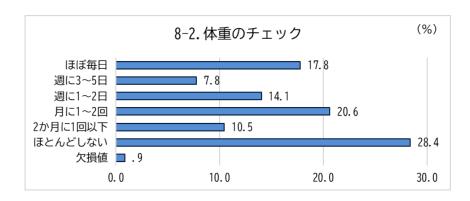


8)健康管理について

問 8-1. あなたは、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気を付けた生活を実践していますか。(1つに√)



問8-2. あなたは、自分の体重をどの程度チェックしていますか。(1つに√)

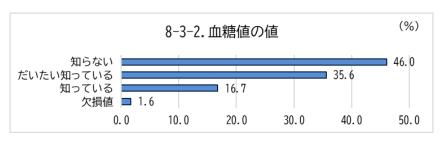


問8-3. あなたは、自分の血圧の値、血糖値、コレステロールの値を知っていますか。

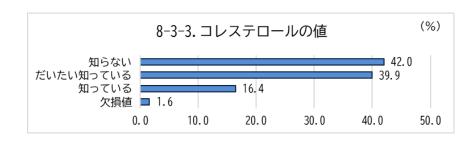
①自分の血圧の値(1つに√)



②自分の血糖値(1つに/)



③自分のコレステロールの値(1つに√)



問8-4. あなたは、過去1年間に次の健康診断・がん検診を受けたことがありますか。また、受けた場合は、どこで受けましたか。

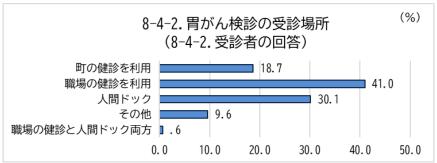
①健康診断(血液検査等含む)(1つに/)



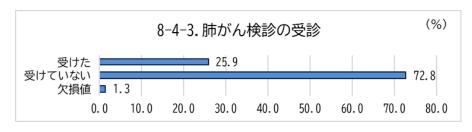


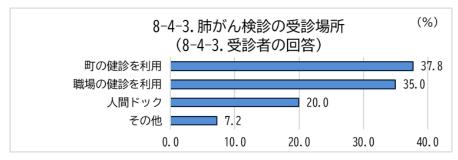
②胃がん検診(1つに√)



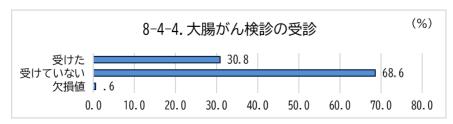


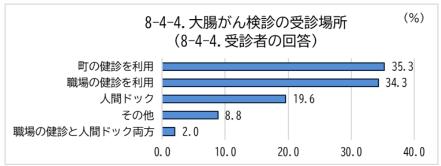
③肺がん検診(1つに√)





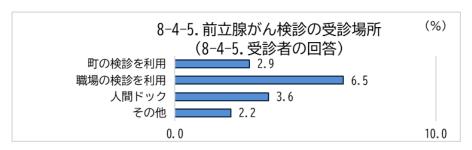
④大腸がん検診(1つに√)





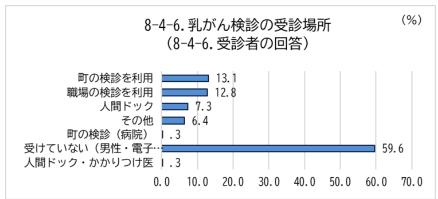
⑤前立腺がん検診(男性のみ)(1つに√)





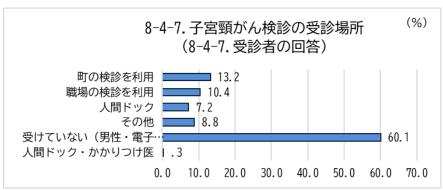
⑥乳がん検診(女性のみ)(1つに√)



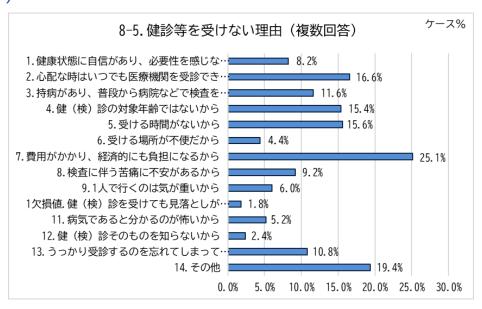


⑦子宮頸がん検診(女性のみ)(1つに√)

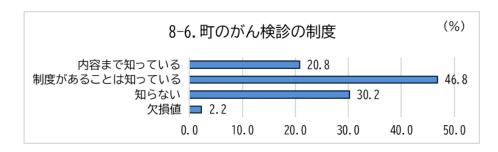




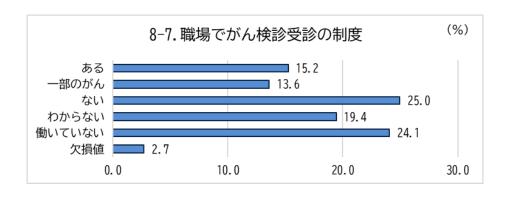
問 8-5 健康診断やがん検診、人間ドックを受けていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに√)



問8-6. あなたは、町でがん検診などの健(検)診を安価で受けられる制度があることを知っていますか。(1つに√)

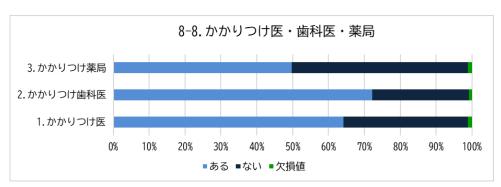


問8-7. 職場でがん検診を受診できる制度はありますか。(1つに√)

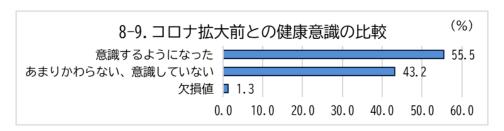


問8-8. あなたには、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局がありますか。

- ①かかりつけ医(1つに√)
- ②かかりつけ歯科医(1つに√)
- ③かかりつけ薬局(1つに✓)



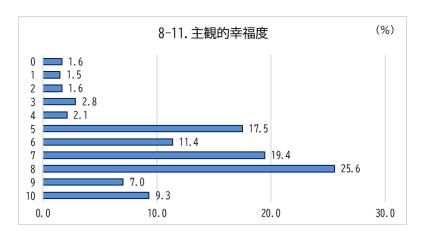
問8-9. あなたは、新型コロナウイルス感染拡大前(令和2年3月以前)と比較して、健康を 意識するようになりましたか。(1つに√)



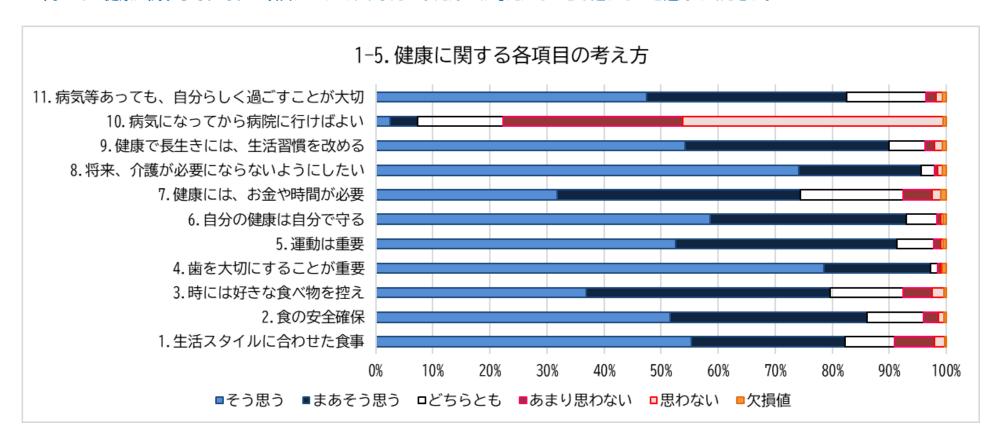
問8-10. あなたは、新型コロナウイルスの感染を予防するための「新しい生活様式(※)」において、健康面でどのような変化がありましたか。(あてはまるものすべてに ✓)

《p86掲載》

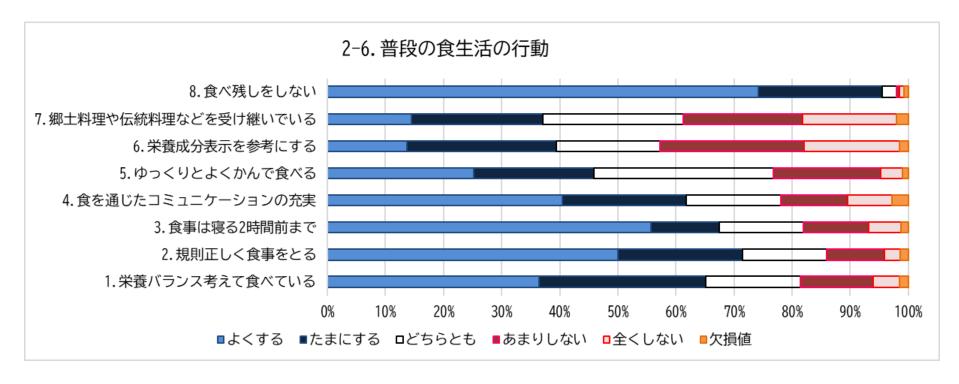
問8-11. 現在、あなたはどの程度「幸せ」ですか。(あてはまる数字、ひとつに√)



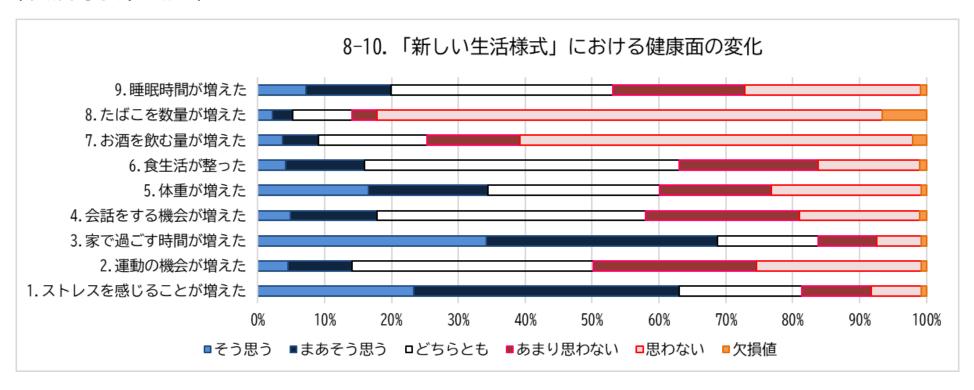
問 1-5. 健康に関するそれぞれの項目について、あなたのふだんのお考えにもっとも近いものを選んでください。



問 2-6. 普段の食生活の中で、次のことをそれぞれどれくらいしていますか。(1 つずつ 🗸)



問 8-10. あなたは、新型コロナウイルスの感染を予防するための「新しい生活様式(※)」において、健康面でどのような変化がありましたか。 (あてはまるものすべてに√)



4) 三芳町健康づくり推進条例制定の経過

(1) 三芳町健康づくり推進条例検討委員会設置要綱

平成25年5月31日

告示第135号

(設置)

第1条 三芳町健康づくり推進条例(以下「条例」という。)の制定に当たり、必要な事項を検討するため、三 芳町健康づくり推進条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 条例に規定すべき重要事項を審議すること
 - (2) 前号に掲げるもののほか、条例の検討のために必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有するもの
 - (2) 町内で健康、医療、福祉、介護に関する活動を行う団体を代表する者
 - (3) 公募による町民
 - (4) その他町長が特に必要と認めた者

(会長及び副会長)

- 第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 2 検討委員会は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、所掌事項の目的を達成したときまでとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、健康増進課保健センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 三芳町健康づくり推進条例検討委員名簿

			(50音順 敬称略)
団体名		氏名	備考
学識経験者 (地域医療振興協会ヘルスプロモーション 研究センター常勤顧問(医師))	岩永	俊博	委員長
埼玉県朝霞保健所	富岡	明子	
住民代表	由水	たけ子	
住民代表	浜 衫	7美	
三芳医会代表 (山田内科クリニック院長)	山田	明	副委員長
三芳町校長会代表 (藤久保中学校長)	藤本	直己	
三芳町歯科医師会代表 (はばら歯科院長)	羽原	進	
三芳町社会福祉協議会代表	石森	勉	
三芳町商工会代表 (ジャパンケミコ株式会社)	湯淺	浩一	
三芳町体育協会代表	浜中	市子	

(3) 条例制定の経過

日程	内容	日程	内容
平成25年8月7日	第1回検討委員会	平成26年6月16日 ~7月15日	パブリックコメント
平成25年9月25日	第2回検討委員会	平成26年8月27日	平成26年第6回三芳町議会定例会上程
平成25年11月27日	第3回検討委員会	平成26年9月18日	平成26年第6回三芳町議会定例会可決成立
平成26年1月22日	第4回検討委員会	平成26年9月19日	三芳町健康づくり推進条例公布
平成26年3月19日	第5回検討委員会	平成26年9月30日	第7回検討委員会
平成26年5月28日	第6回検討委員会	平成26年10月1日	三芳町健康づくり推進条例施行

(4) 三芳町健康づくり推進条例

平成26年9月19日

条例第18号

健康は、単に病気がないということではなく、毎日を自分らしく生き生きと暮らすための大切な財産です。そして健康であるということは、住民一人ひとりの願いでもあります。

しかし近年、社会全体の急速な生活環境の変化により、生活習慣病やこころの病などが増え、住民個々の力だけでは健康な生活を送ることが難しくなってきています。

こうした中、住民と町が手と手を携えて、「いつでも、どこでも、だれでも」健康で生き生きと暮らせる仕組みづくりに取り組むことが大切です。

ここに、住民一人ひとりが健康で暮らせるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、住民一人ひとりが健康で暮らせるまちづくり(以下「健康づくり」という。)に関する基本的な事項を定め、住民、地域団体、事業者及び町の協働による住民の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって住民が生涯にわたり健やかで充実して暮らすことができる活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地域団体 住民等で構成される営利を目的としない団体で、町内において活動を行うものをいう。
 - (2) 事業者 町内において事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

- 第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
 - (1) 住民は、自分らしく生き生きと暮らすため健康づくりを主体的に行うこと。
 - (2) 町、住民、地域団体及び事業者は、協働による健康づくりの推進を積極的に行うこと。

(町の責務)

- 第4条 町は、健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定するとともに、これを実施しなければならない。
- 2 町は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民、地域団体及び事業者の意見を 反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第5条 住民は、健康づくりに関する理解を深め、個人の状況に応じた健康づくりを積極的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、地域の健康づくりを推進するため、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、他の地域団体が行う健康づくりに関する活動及び町が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その使用する労働者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、それぞれが 保有する健康づくりに関する情報、技術をもとに、町が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力 するよう努めるものとする。

(健康づくり推進会議)

第8条 健康づくりの推進に関し必要な事項を協議するため、三芳町健康づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(推進会議の組織)

- 第9条 推進会議は、委員15名以内をもって組織する。
- 2 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 医師
 - (3) 歯科医師
 - (4) 教育関係者
 - (5) 公募による住民
 - (6) 地域団体を代表する者
 - (7) 事業者を代表する者
 - (8) 関係行政機関の職員
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が特に必要と認めた者

(任期)

- 第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 推進会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第12条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、推進会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(健康づくり推進計画)

- 第13条 町長は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、健康づくりの推進に関する計画(以下「健康づくり推進計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 健康づくり推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 健康づくりの推進に関する目標及び健康指標に関すること。
 - (2) 世代に応じた食育の推進、生活習慣病の予防対策、がん対策、歯科口腔保健及びこころの健康を保持するための施策に関すること。
 - (3) 子どもに関する健康づくりの普及啓発及び子どもの成長に応じた施策に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため に必要な事項
- 3 町長は、健康づくり推進計画を策定するときは、推進会議の意見を聴くとともに、住民、地域団体及び 事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(住民、地域団体及び事業者との協働の機会)

第14条 町長は、住民、地域団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、意見を交換する機会、学習する機会、施策及び取組みについて評価する機会を設けるものとする。

(調査及び研究並びに情報提供)

- 第15条 町長は、健康づくりを効果的に推進するために必要な知識、手法及び技術に係る調査及び研究 を地域団体及び事業者と協働して行うものとする。
- 2 町長は、健康づくりを推進するため、住民、地域団体及び事業者に対して、健康づくりに関する情報の 提供を行うものとする。

(関係機関との連携)

第16条 町は、健康づくりを効果的に推進するため、国、地方公共団体等関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
 - (三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年三芳町条例第8号)の一部を次のように改正する。

5) 計画策定の経過

(1) 三芳町健康づくり推進会議委員名簿

(敬称略)

	推進委員	団体名	氏名	備考
第1号委員	学識経験を有するもの	元 国立保健医療科学院研究企画部長 現 健康なまちづくり支援ネットワーク	岩永 俊博	
第2号委員	医師 (三芳医会代表)	山田内科クリニック 院長	山田 明	
第3号委員	歯科医師	はばら歯科 院長	羽原 進	令和元年度~令和4年度
	(三芳町歯科医師会代表)	清水歯科医院 院長	清水 学	令和5年度~
	教育者代表	三芳町立藤久保小学校 校長	佐藤 和秀	令和元年度~令和2年度
第4号委員	(三芳町立小中学公校長会代表)	三芳町立竹間沢小学校 校長	佐藤 千代美	令和3年度~令和4年度
		三芳町立藤久保中学校 校長	田川 一義	令和5年度~
	教育関係者 (研究機関)	東京家政大学健康学部看護学科 教授	山口 佳子	
			由水 たけ子	
第5号委員	公募による住民	一般住民	羽鳥 あき	令和元年度~令和2年度
			小山 貢	令和3年度~
			伊藤 敏彦	令和元年度~令和2年度
		三芳町区長会代表	早川 徹	令和3年度
			鈴木 要	令和4年度
MCD - 5- P	11114m42 11 ± 2 7 4		船津 輝佳	令和5年度~
界0号安貝	地域団体を代表する者		尾崎 恒男	令和元年度から令和2年度
		三芳町社会福祉協議会 事務局長	松村 克彦	令和3年度~令和4年度
			伊藤 晋也	令和5年度~
	三芳町体育協会代表	浜中 市子		
第7号委員	事業者を代表する者	三芳町商工会代表	湯淺 浩一	
			田中 由香	令和元年度~令和2年度
第8号委員	関係行政機関の職員	埼玉県朝霞保健所	山本 眞由美	令和3年度~
			1	

(2) 計画策定の経過

日程	内容	日程	内容
平成30年8月1日	平成30年度第1回食育推進検討会議	令和元年10月9日	令和元年度第3回健康づくり推進会議
平成30年11月7日	平成30年度第1回健康づくり推進会議	令和2年度	コロナ禍のため、実施なし
平成31年1月21日	平成30年度第2回食育推進検討会議	令和3年12月15日	令和3年度第1回健康づくり推進会議
平成31年1月23日	平成30年度第2回健康づくり推進会議	令和4年6月28日	令和4年度第1回健康づくり推進会議
平成31年3月22日	平成30年度第3回食育推進検討会議	令和4年10月26日	令和4年度第2回健康づくり推進会議
令和元年5月29日	令和元年度第1回健康づくり推進会議	令和5年5月17日	令和5年度第1回健康づくり推進会議
令和元年7月24日	令和元年度第2回健康づくり推進会議	令和5年8月2日	令和5年度第2回健康づくり推進会議
令和元年7月30日	令和元年度第1回食育推進検討会議	令和5年10月18日	令和5年度第3回健康づくり推進会議
令和元年9月4日	パブリックコメント	令和6年1月24日	令和5年度第4回健康づくり推進会議
~10月3日		令和6年2月13日	パブリックコメント
令和元年10月3日	子 令和元年度第2回食育推進検討会議	~3月13日	ハノッシンコグンド

6) 評価指標と目標値に関する出典・現状値等

本計画の評価指標とする目標値の出典、現状の値については次のとおりである。

(1) 計画全体に対する評価指標と目標値

項目	出所	現状値の算出
① 自分のことを健康だと思う人	令和4年度 三芳町健康に関 する意識調査報告書(三芳町 健康増進課)	問 1-2 現在の健康状態についての選択肢 「健康である」と「まあ健康」の合計の割合
② 平均寿命	統計からみた埼玉県市町村 のすがた 2022(埼玉県総 務部統計課)	平均寿命(男)、平均寿命(女)
③ 65歳健康寿命	統計からみた埼玉県市町村 のすがた 2022(埼玉県総 務部統計課)	男女別65歳健康寿命の年
④ 身体的に健康な状態		問9 B 身体的に健康な状態についての 選択肢「非常にあてはまる」と「ある程度あ てはまる」の合計の割合
⑤ 精神的に健康な状態	令和 4 年度三芳町住民意識 調査報告書(三芳町政策推進 室)	問 9 A精神的に健康な状態についての選択肢「非常に当てはまる」と「ある程度あてはまる」の合計の割合
⑥ 社会的に健康な状態		問8 F気の合う仲間や知り合いがいるに ついての選択肢「非常にあてはまる」「ある 程度あてはまる」の合計の割合

⑦ 三芳町の愛着度	問 5 三芳町に愛着を感じているについて の選択肢「非常に感じる」「やや感じる」の 合計の割合	-

(2) 7つの重点施策

I. 健康長寿の推進

項目	出所	現状値の算出
① 65 歳健康寿命	統計からみた埼玉県市町村 のすがた 2022(埼玉県総 務部統計課)	男女別65歳健康寿命の年
② 週に2〜4回以上外出をしてい る割合	令和 4 年度介護予防・日常 生活圏域ニーズ調査(三芳町 健康増進課)	左記調査にて、「週に 2〜4 回外出をして いる」の割合
③ オレンジサポーターの人数	三芳町健康増進課資料	オレンジサポーター登録者数

Ⅱ. 世代に応じた食育の推進

項目	出所	現状値の算出
① 食育に関心を持っている人の割合		問 2-1 食育の関心についての選択肢「関心がある」の割合
② 家族や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充実させている人の割合	令和 4 年度三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)	問 12(イ)食を通じたコミュニケーションの 充実についての選択肢「1. 必ずしている」 と「2. しばしばしている」の合計の割合
③ 主食・主菜・副菜を組み合わせた 食事を1日2回以上食べている人 の割合		問 2-3 主食・主菜・副菜をそろえた食事 についての選択肢「ほぼ毎日」と「週に 4~ 5日」の合計の割合
④ 食に関する指導の充実(児童に 対する栄養教諭による指導)	三芳町学校給食センター資料	過去 5 年間(平成 30 年度から令和 4 年
⑤ 学校給食における地場産物の活 用	(三芳町教育委員会)	度)の数値の平均値
⑥ この1年くらいのあいだに、地元 でとれる食材を使った料理を食べ た人の割合	令和 4 年度三芳町住民意識調査報告書(三芳町政策推進室)	問 13 E 地元でとれる食材を使った料理を食べたについての選択肢「しょっちゅうあった」と「頻繁ではないが数回あった」の合計の割合

Ⅲ. 生活習慣病対策の推進

項目	出所	現状値の算出
① 肥満(BMI25.0 以上)の人の割合(40 歳から 64 歳)	KDB システム健診有所見者状況 (令和 4 年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用 し加工(三芳町住民課・健康増進 課)	厚生労働省様式(様式 5-2)健診有所見者状況 (男女別・年齢調整)の BMI 40 歳から 64 歳 「地域」の割合
② 朝食をほとんど食べない人の割 合(20 歳から 39 歳)	令和 4 年度三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)	問 2-2 朝食についての選択肢「ほとんど 食べない」と「週1回位」の合計の割合
③ 朝・昼・夕の3食以外に間食や甘い飲み物を毎日摂取している人の割合	KDB システム健診有所見者 状況(令和 4 年度累計)を国 立保健医療科学院年齢調整	質問票の状況調査の選択肢「3 食以外間 食_毎日」の割合
④ 就寝前の2時間以内に夕食をとる人の割合(週3回以上)	ツールを使用し加工(三芳町 住民課・健康増進課)	質問票の状況調査の選択肢「週3回以上就 寝前夕食をとる」の割合
⑤ 外食や食品を買うときに栄養表示を見る人の割合		問 2-6 普段の食生活の行動 栄養成分表 示についての選択肢「よくする」と「たまに する」の合計の割合
⑥ 軽く汗をかく運動を継続的に実施している人の割合	令和 4 年度三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)	問 3-1 1週間に運動頻度についての選 択肢「週 4 日以上」の割合
⑦ かかりつけ医を持つ人の割合		問 8-8 かかりつけ医についての選択肢 「ある」の割合
⑧ 特定健診実施医療機関数	令和5年度2市1町(三芳町 富士見市 ふじみ野市)特定健診実施医療機関	特定健診実施医療機関数

IV. 総合的ながん(悪性新生物)対策の推進

項目	出所	現状値の算出
① がんホームページの年間アクセ ス数	健康増進課資料	がんホームページのアクセス数より算出
② がん検診実施医療機関数	令和 5 年度2市1町(三芳町 富士見市 ふじみ野市)がん 検診実施医療機関(三芳町健 康増進課)	2市1町(三芳町 富士見市 ふじみ野市) がん検診実施医療機関数より算出
③ 町のがん検診の制度を知ってい る人の割合	令和 4 年度三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)	問 8-6 町のがん検診制度についての選択 肢「内容まで知っている」と「制度があるこ とは知っている」の合計の割合
④ がん検診受診率	埼玉県がん検診制度管理事	胃がん検診受診状況(一次検診:胃内視 鏡)、男女別の合計値より算出
⑤ 精密検査受診者数	業報告(令和3年度累計)	乳がん検診受診状況(一次検診)、女性の 数値より算出

V. 歯科口腔(くう)保健対策の推進

項目	出所	現状値の算出
① 保護者が毎日仕上げ磨きをして いる人の割合(1歳6か月児)	令和 4 年度健やか親子 21 に関する調査(1歳6か月児) (厚生労働省/三芳町健康増 進課)	健やか親子21に関する調査(1 歳 6 か月 児健診)問 3 保護者による仕上げ磨きに ついての選択肢「1. 仕上げ磨きをしてい る」の割合
② 3歳児のう蝕のない人の割合	埼玉県の母子保健(令和 4 年度)資料集【資料 4】3歳児 健康診査実施状況6(歯科健 康診査)	市町村別の歯科データ、3歳時のう蝕のないものの割合(%)
③ 12 歳児の一人平均う歯数	三芳町学校教育課資料(三芳 町教育委員会)	町立小学校に通う小学6年生の一人当た りの平均う歯数(学校歯科健診)
④ 1日に3回以上、はみがきをして いる人の割合	- - - 令和 4 年度三芳町健康に関	問 7-11日あたりの歯磨きの回数につい ての選択肢「1日 3 回以上」の割合
⑤ かかりつけ歯科医を持つ人の割 合	する意識調査報告書(三芳町 健康増進課)	問 8-8 かかりつけ歯科医についての選択 肢「ある」の割合
⑥ かかりつけ医で定期健診を受け ている人の割合		問 7-2 歯や歯ぐきの健康の取り組みについての選択肢「かかりつけ歯科医で定期健診」の割合
⑦ よく噛んで食べることができる 者の割合の増加(65歳以上にお ける咀嚼良好者の割合)	KDB システム質問票調査状況(令和 4 年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工(三芳町住民課・健康増進課)	質問票の状況調査の「何でもかめる」の割合

VI. 社会とのつながり・こころの健康

項目	出所	現状値の算出
① こころやからだの休養がとれて いる人の割合	令和 4 年度三芳町健康に関 する意識調査報告書(三芳町 健康増進課)	問 4-1 こころやからだの休養の選択肢 「十分とれている」と「まあとれている」の 合計の割合
② ストレスを解消するために睡眠 をとる人の割合		問 4-2 ストレス解消法についての選択肢 「睡眠をとる」の割合
③ 地域に困ったときに相談できる 人が身近にいる人の割合	令和 4 年度三芳町住民意識 調査報告書(三芳町政策推進 室)	問8 G困ったときに相談できる人が身 近にいるの選択肢「非常にあてはまる」「あ る程度あてはまる」の割合
④ この1年くらいのあいだに、地域 のボランティアやチャリティに参 加した人の割合		問 13 地域のボランティアやチャリティの参加についての選択肢「しょっちゅうあった」と「頻繁ではないが数回あった」と「1~2回あった」の合計の割合
⑤「こころの体温計」アクセス数	三芳町福祉課資料	こころの体温計アクセス数

Ⅷ. 親と子の健康づくり

項目	出所	現状値の算出
① 乳幼児健診受診率	平成 30 年度から令和 4 年 度の乳幼児健診受診者数を もとに算出(三芳町健康増進 課)	それぞれの健診の5年分の平均値
4 か月児健診		
1歳6か月児健診		
3歳児健診		
② 発達状況の確認(乳幼児健診未 受診訪問の実施率)		
③ 育児で悩んでいても解決できる 人の割合	令和 4 年度健やか親子21に 関する調査(厚生労働省/三 芳町健康増進課)	健やか親子21に関する調査 4 か月児、1 歳 6 か月児 問 10-②、3 歳児問 6-② 育てにくさを感じた時の解決方法につい ての選択肢「1. はい」の割合
④ ゆったりとした気分で子どもと 過ごせる時間がある母親の割合		健やか親子21に関する調査 4 か月児、1 歳 6 か月児 問 9、3 歳児問 5 ゆったり とした気分で過ごせる時間についての選 択肢「1. はい」の割合
⑤ 産後 1 か月程度、助産師や保健 師から指導・ケアを十分に受ける ことができた人の割合		健やか親子21に関する調査(4 か月児健 診)問 1 妊娠・出産時の満足についての選 択肢「1. はい」の割合

(3) その他の施策

Ⅷ. 感染症予防対策の推進

項目	出所	現状値の算出
① 1歳6か月児健診までに麻しん風 しんワクチンの予防接種を受けた 人の割合	令和 4 年度健やか親子21に 関する調査(厚生労働省/三 芳町健康増進課)	健やか親子21に関する調査(1 歳 6 か月 児健診)問 5 麻しん・風しん予防接種につ いての選択肢「1. はい」の割合
② 1歳6か月児健診までに四種混合ワクチンの予防接種を受けた人の割合		健やか親子21に関する調査(1歳6か月 児健診)問4四種混合予防接種について の選択肢「1.はい」の割合
③ 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種 率	令和 4 年度の接種者数をも とに接種率を算出(三芳町健 康増進課)	当該年度の「接種者数/対象者数×100」 で求めた割合

X. その他

項目	出所	現状値の算出
① 習慣的にたばこを吸っている人の割合	KDB システム質問票調査状況(令和 4 年度累計)を国立保健医療科学院年齢調整ツールを使用し加工(三芳町住民課・健康増進課)	質問票調査の状況(男女別·年齢調整)の 「喫煙」の総数、該当者割合「地域」の割合

② 妊娠中にたばこを吸っていた母 親の割合	令和 4 年度健やか親子21に 関する調査(厚生労働省/三 芳町健康増進課)	健やか親子21に関する調査(4 か月児健 診)問 2 妊娠中の喫煙についての選択肢 「2. あり」の割合
③ 3歳未満の児を持つ親がたばこ を吸っている割合		健やか親子21に関する調査4か月児問3問4、1歳6か月児、3歳児問1問2育児期間中の両親の喫煙についての選択肢「2.あり」の割合
④妊娠中にお酒を飲んでいた母親 の割合		健やか親子21に関する調査(4 か月児健 診)問 5 妊娠中の飲酒についての選択肢 「2. あり」の割合
⑤ ストレスを解消するためにお酒 を飲む人の割合	令和 4 年度三芳町健康に関する意識調査報告書(三芳町健康増進課)	問 4-2 ストレス解消法についての選択肢 「お酒を飲む」の割合

7) 関係法規

(1) 食育基本法

(平成十七年六月十七日)

(法律第六十三号)

第百六十二回通常国会

第二次小泉内閣

改正 平成二一年六月五日法律第四九号

同二七年九月——日同第六六号

食育基本法をここに公布する。

食育基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の 増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなけれ ばならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他の あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費 等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自 ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する 理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の青務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に 関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性 を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有す る。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国 民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することに かんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合 的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成す るものとする。

- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を 作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び 関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなけ ればならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(平二七法六六・一部改正)

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該 都道府県の区域内における食育の推進に関する施策について の計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関す

る指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための 活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と 結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統の ある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓 発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正)

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内を もって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六:一部改正)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣 の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農 林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九·平二七法六六·一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六:一部改正)

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施

の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進 会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則(平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

附 則(平成二七年九月一一日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 健康增進法

(平成十四年八月二日)

(法律第百三号)

第百五十四回通常国会

第一次小泉内閣

改正 平成一五年五月三〇日法律第五五号

同一五年五月三〇日同第五六号

同一七年六月二九日同第七七号

同一七年七月二六日同第八七号

同一八年六月二一日同第八三号

同一九年四月二三日同第三〇号

同一九年七月六日同第一〇九号

同一九年七月六日同第一——号 同二〇年六月一八日同第七三号

同二一年六月五日同第四九号

同二三年六月二二日同第七二号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二五年六月二八日同第七〇号

同二六年五月二一日同第三八号

同二六年六月四日同第五一号

同二六年六月一三日同第六七号 同二六年六月一三日同第六九号

同二九年五月三一日同第四一号

同三〇年七月二五日同第七八号

令和元年六月七日法律第二六号

令和三年五月一九日法律第三七号

令和四年六月一七日法律第六八号

令和四年六月二二日法律第七六号

令和四年六月二二日法律第七七号

健康増進法をここに公布する。

健康増進法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針等(第七条一第九条)

第三章 国民健康・栄養調査等(第十条―第十六条の二)

第四章 保健指導等(第十七条—第十九条の四)

第五章 特定給食施設(第二十条—第二十四条)

第六章 受動喫煙防止

第一節 総則(第二十五条—第二十五条の四)

第二節 受動喫煙を防止するための措置(第二十五条の五一第二十五条の十三)

第七章 特別用途表示等(第二十六条—第三十三条)

第八章 雑則(第三十四条·第三十五条)

第九章 罰則(第三十六条—第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(国民の責務)

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国 民の健康の増進のために必要な事業(以下「健康増進事業」と いう。)を積極的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第五条 国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定により健康 増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保 険組合連合会
- 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定により健 康増進事業を行う全国健康保険協会

- 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定 により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国 民健康保険団体連合会
- 四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号) の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
- 五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
- 六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済 事業団
- 七 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)の規定により健康増進事業を行う者
- 八 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定により 健康増進事業を行う市町村
- 九 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定により健康増進事業を行う事業者
- 十 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
- 十一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定により 健康増進事業を行う市町村
- 十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村
- 十三 その他健康増進事業を行う者であって、政令で定めるもの
- (平一七法七七・平一八法八三・平一九法三〇・平二〇法七三・ 一部改正)

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進 を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定め るものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- 二 国民の健康の増進の目標に関する事項
- 三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- 四 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- 六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の 生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- 七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(都道府県健康増進計画等)

- 第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(平一八法八三·平二三法一〇五·一部改正)

(健康診査の実施等に関する指針)

- 第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳(自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。)の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(以下「健康診査等指針」という。)を定めるものとする。
- 2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更 しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文 部科学大臣に協議するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 国民健康·栄養調査等

(国民健康・栄養調査の実施)

- 第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進 を図るための基礎資料として、国民の身体の状況、栄養摂取量 及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査 を行うものとする。
- 2 厚生労働大臣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

(平二六法三八·平二六法六七·一部改正)

(調査世帯)

第十一条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定

め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定する ことによって行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

(国民健康·栄養調査員)

第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、国民健康・栄養調査員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

(国の負担)

第十三条 国は、国民健康・栄養調査に要する費用を負担する。

(調査票の使用制限)

第十四条 国民健康·栄養調査のために集められた調査票は、 第十条第一項に定める調査の目的以外の目的のために使用し てはならない。

(省令への委任)

第十五条 第十条から前条までに定めるもののほか、国民健康・栄養調査の方法及び調査項目その他国民健康・栄養調査の 実施に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活習慣病の発生の状況の把握)

第十六条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病(以下単に「生活習慣病」という。)との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

(食事摂取基準)

第十六条の二 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準(以下この条において「食事摂取基準」という。)を定めるものとする。

- 2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項
- 二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項
- イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の 保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養 素
- □ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(平二五法七〇・追加)

第四章 保健指導等

(市町村による生活習慣相談等の実施)

第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

(平一八法八三:一部改正)

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に 掲げる業務を行うものとする。

- ー 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の 保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするも のを行うこと。
- 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。
- 2 都道府県は、前条第一項の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(平一八法八三:一部改正)

(栄養指導員)

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務(同項 第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係る ものに限る。)を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を 有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のう ちから、栄養指導員を命ずるものとする。

(市町村による健康増進事業の実施)

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に 係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定める ものの実施に努めるものとする。

(平一八法八三:追加)

(都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施)

第十九条の三 都道府県は、前条の規定により市町村が行う事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項につい

ての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

(平一八法八三:追加)

(報告の徴収)

第十九条の四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

(平一八法八三・追加)

第五章 特定給食施設

(平三〇法七八:改称)

(特定給食施設の届出)

第二十条 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に 食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生 労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、そ の事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道 府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければな らない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で 定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、 その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その 事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

- 2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置 者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設 に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。
- 3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、 前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保す るため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関 し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をと

らなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項 の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認 めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち 入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解釈してはならない。

第六章 受動喫煙防止

(平三〇法七八·章名追加)

第一節 総則

(平三〇法七八:節名追加)

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(平三〇法七八·追加)

(関係者の協力)

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下この章において同じ。)の管理権原者 (施設の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。)その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(平三〇法七八・追加・一部改正)

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、特定施設の第二十五条の五第一項 に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、 望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に 配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(平三〇法七八·追加·一部改正)

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ー たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号において同じ。)を発生させることをいう。
- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙に さらされることをいう。
- 四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。
- イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を 損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で 定めるもの
- □ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその 事務を処理するために使用する施設に限る。)
- 五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。
- 六 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発(喫煙を伴うものに限る。)の用に供する場所をいう。

(平三〇法七八·追加·一部改正)

第二節 受動喫煙を防止するための措置

(平三〇法七八·節名追加)

(特定施設における喫煙の禁止等)

- 第二十五条の五 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所 (以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をして はならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(平三〇法七八:追加)

(特定施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等(管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当 該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置を とるよう努めなければならない。

(平三〇法七八:追加)

(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(平三〇法七八:追加)

(特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(平三〇法七八·追加)

(立入検査等)

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平三〇法七八:追加)

(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の十 多数の者が利用する施設(特定施設を除く。) の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない 受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(平三〇法七八·追加)

(適用除外)

第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定 (第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下 この条において同じ。)は、適用しない。

- 一 人の居住の用に供する場所
- 二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるもの
- 2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所(当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。)については、この節の規定は、適用しない。
- 3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部 の場所については、この節の規定は、適用しない。

(平三〇法七八:追加)

(受動喫煙に関する調査研究)

第二十五条の十二 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

(平三〇法七八・追加・旧第二十五条の六繰下)

(経過措置)

第二十五条の十三 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(平三〇法七八・追加)

第七章 特別用途表示等

(平一五法五六·平二五法七〇·改称、平三〇法七八·旧第六章 繰下)

(特別用途表示の許可)

第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示(以下「特別用途表示」という。)をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、研究所又は内閣総理大臣の登録を受けた 法人(以下「登録試験機関」という。)に、第一項の許可を行うに ついて必要な試験(以下「許可試験」という。)を行わせるもの とする。
- 4 第一項の許可を申請する者は、実費(許可試験に係る実費を除く。)を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあっては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあっては当該登録試験機関が内閣総理大臣の認可を受

けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。
- 6 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可 に係る食品(以下「特別用途食品」という。)につき、内閣府令で 定める事項を内閣府令で定めるところにより表示しなければ ならない。
- 7 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(平一五法五六・平二一法四九・一部改正)

(登録試験機関の登録)

第二十六条の二 登録試験機関の登録を受けようとする者は、 内閣府令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める 額の手数料を納めて、内閣総理大臣に登録の申請をしなけれ ばならない。

(平一五法五六·追加、平二一法四九·一部改正)

(欠格条項)

第二十六条の三 次の各号のいずれかに該当する法人は、第 二十六条第三項の登録を受けることができない。

- ー その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から二年を経過しないもの
- 二 第二十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人
- 三 第二十六条の十三の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

(平一五法五六·追加)

(登録の基準)

第二十六条の四 内閣総理大臣は、第二十六条の二の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

- 一 別表の上欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、 許可試験は同表の中欄に掲げる条件に適合する知識経験を有 する者が実施し、その人数が同表の下欄に掲げる数以上であ ること。
- 二 次に掲げる許可試験の信頼性の確保のための措置がとられていること。
- イ 試験を行う部門に許可試験の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。
- □ 許可試験の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い許可試験の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

三 登録申請者が、第二十六条第一項若しくは第二十九条第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第八項に規定する営業者(以下この号及び第二十六条の十第二項において「特別用途食品営業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、特別用途食品営業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号) 第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

□ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する 社員)に占める特別用途食品営業者の役員又は職員(過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、特別用途食品営業者の役員又は職員(過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

- 2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録試験機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地
- 三 登録試験機関が許可試験を行う事業所の名称及び所在地 (平一五法五六・追加、平一七法八七・平二一法四九・一部改正)

(登録の更新)

第二十六条の五 登録試験機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(平一五法五六·追加、平二一法四九·一部改正)

(試験の義務)

第二十六条の六 登録試験機関は、許可試験を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、許可試験を行わなければならない。

(平一五法五六・追加)

(事業所の変更の届出)

第二十六条の七 登録試験機関は、許可試験を行う事業所の 所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週 間前までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(試験業務規程)

第二十六条の八 登録試験機関は、許可試験の業務に関する 規程(以下「試験業務規程」という。)を定め、許可試験の業務の 開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これ を変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、許可試験の実施方法、許可試験の手数料その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が許可 試験の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるとき は、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきこと を命ずることができる。

(平一五法五六:追加、平二一法四九:一部改正)

(業務の休廃止)

第二十六条の九 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、許可試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十二条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

- 2 特別用途食品営業者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書 面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、 当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法に より表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該 事項を記載した書面の交付の請求

(平一五法五六・追加、平一七法八七・平二一法四九・平三〇法 七八・一部改正)

(秘密保持義務等)

第二十六条の十一 登録試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、許可試験の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 許可試験の業務に従事する登録試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(平一五法五六:追加)

(谪合命令)

第二十六条の十二 内閣総理大臣は、登録試験機関が第二十 六条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認める ときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するた め必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平一五法五六·追加、平二一法四九·一部改正)

(登録の取消し等)

第二十六条の十三 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十六条の三第一号又は第三号に該当するに至ったと き。
- 二 第二十六条の六、第二十六条の七、第二十六条の九、第二 十六条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十六条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第二十六条の八第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許可試験を行ったとき。
- 五 第二十六条の八第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第二十六条第三項の登録(第二十六条の 五第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。

(平一五法五六:追加、平二一法四九:一部改正)

(帳簿の記載)

第二十六条の十四 登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、許可試験に関する業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(登録試験機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

第二十六条の十五 登録試験機関以外の者は、その行う業務 が許可試験であると人を誤認させるような表示その他の行為 をしてはならない。

2 内閣総理大臣は、登録試験機関以外の者に対し、その行う 業務が許可試験であると人を誤認させないようにするための 措置をとるべきことを命ずることができる。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(報告の徴収)

第二十六条の十六 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(立入検査)

第二十六条の十七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平一五法五六:追加、平二一法四九:一部改正)

(公示)

第二十六条の十八 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を 官報に公示しなければならない。

- 一 第二十六条第三項の登録をしたとき。
- 二 第二十六条の五第一項の規定により登録試験機関の登録 がその効力を失ったとき。
- 三 第二十六条の七の規定による届出があったとき。
- 四 第二十六条の九の規定による許可をしたとき。
- 五 第二十六条の十三の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正)

(特別用途食品の検査及び収去)

第二十七条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条 第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解釈してはならない。
- 5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。

(平一五法五五・平一五法五六・平二一法四九・一部改正)

(特別用途表示の許可の取消し)

第二十八条 内閣総理大臣は、第二十六条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第二十六条第六項の規定に違反したとき。
- 二 当該許可に係る食品につき虚偽の表示をしたとき。

三 当該許可を受けた日以降における科学的知見の充実により当該許可に係る食品について当該許可に係る特別用途表示をすることが適切でないことが判明するに至ったとき。

(平一八法八三·全改、平二一法四九·一部改正)

(特別用途表示の承認)

第二十九条 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、内閣総理大臣の承認を受けることができる。

2 第二十六条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」と読み替えるものとする。

(平一八法八三・平二一法四九・一部改正)

(特別用途表示がされた食品の輸入の許可)

第三十条 本邦において販売に供する食品であって、第二十六 条第一項の規定による許可又は前条第一項の規定による承認 を受けずに特別用途表示がされたものを輸入しようとする者 については、その者を第二十六条第一項に規定する特別用途 表示をしようとする者とみなして、同条及び第三十七条第二号 の規定を適用する。

(誇大表示の禁止)

第三十一条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告 その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内 閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正、平二五法七 ○・旧第三十二条の二繰上)

(勧告等)

第三十二条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であって健康保持増進効果等についての表示がされたもの(特別用途

食品及び第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。)について準用する。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定によりその権限を行使したときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

(平一五法五六・追加、平二一法四九・一部改正、平二五法七 ○・旧第三十二条の三繰上・一部改正、平二六法五一・一部改 正)

(再審査請求等)

第三十三条 第二十七条第一項(第二十九条第二項において 準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は 特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服があ る者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができ る。

2 保健所を設置する市又は特別区の長が第二十七条第一項 (第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に よる処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理 に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受け た職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につ き、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五 条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決 に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項か ら第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々 審査請求をすることができる。

(平一五法五六・平二一法四九・平二五法七〇・平二六法六九・一部改正)

第八章 雑則

(平三〇法七八·旧第七章繰下)

(事務の区分)

第三十四条 第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平二五法七〇・平二六法六九・一部改正)

(権限の委任)

第三十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
- 3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。
- 4 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

5 地方厚生局長又は地方厚生支局長は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

(平二一法四九:一部改正)

第九章 罰則

(平三〇法七八・旧第八章繰下)

第三十六条 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務 員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの 職にあった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を 正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万 円以下の罰金に処する。

- 2 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であった者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、同項と同様とする。
- 3 第二十六条の十一第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 4 第二十六条の十三の規定による業務の停止の命令に違反 したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職 員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平一五法五六:一部改正)

第三十六条の二 第三十二条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平一五法五六·追加、平二五法七〇·一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円 以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第二十六条第一項の規定に違反した者
- 三 第二十六条の十五第二項の規定による命令に違反した者

(平一五法五六·平二五法七〇·一部改正)

第三十七条の二 次に掲げる違反があった場合においては、その行為をした登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- ー 第二十六条の九の規定による許可を受けないで、許可試験の業務を廃止したとき。
- 二 第二十六条の十四の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 三 第二十六条の十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第二十六条の十七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(平一五法五六:追加)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- ー 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平二五法七〇:一部改正)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

(平一五法五六:一部改正)

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

(平三〇法七八·全改)

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

(平三〇法七八·追加)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円 以下の過料に処する。

- 一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは 虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若 しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁を せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(平三〇法七八・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第三六〇号で、本文に係る部分は、平成一五年五月一日から施行)

(平成一六年政令第一九七号で、ただし書に係る部分は、平成 一六年八月一日から施行)

(栄養改善法の廃止)

第二条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)は、 廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する特定給食施設の設置者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三月を経過する日までの間は、第二十条第一項の届出をしないで、引き続きその事業を行うことができる。

第四条 施行日前にした附則第二条の規定による廃止前の栄養改善法の規定による許可、承認その他の処分又は申請その他の手続は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この法律の相当の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い 必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成一五年五月三〇日法律第五五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第六条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第八条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成一五年政令第五〇四号で平成一六年二月二七日から施行)

附 則(平成一五年五月三〇日法律第五六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第三十九条」を「第四十条」に改める部分を除く。)、第六章の章名の改正規定、第三十二条の次に二条を加える改正規定、第三十三条の改正規定、第三十六条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一五年政令第五〇二号で、本文に係る部分は、平成一六年二月二七日から施行)

(平成一五年政令第三四八号で、ただし書に係る部分は、平成 一五年八月二九日から施行)

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の健康増進法(以下「新法」という。)第二十六条第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十六条の八第一項の規定による試験業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の 規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこ の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 一七法律八七)抄

(罰則に関する経過措置)

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規 定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令 で定める。

附 則(平成一七年七月二六日法律第八七号)抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一八年五月一日)

附 則(平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百二十条、第百十七条、第百二十条、第百二十三条、第百二十六条、第百二十八条及び第百三十条の規定平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第百一条、第百四条、第百七条、第百八条、第百十五条、第百十六条、第百十八条、第百二十一条並びに第百二十九条の規定 平成二十年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平二三法七二:一部改正)

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定 によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれ ぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当 の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により 届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の 施行の日前にその手続がされていないものについては、この 法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続が されていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略

(施行の日=平成二二年一月一日)

(平一九法一〇九・一部改正)

(罰則に関する経過措置)

第百四十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において 政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第 三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則 第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八 年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第 六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三 号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百九十 一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

(平一九法———·一部改正)

附 則(平成一九年七月六日法律第一一一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年六月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出 その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行 日前にその手続がされていないものについては、法令に別段 の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法 令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、 新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条 第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令 は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後 は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設 置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第 一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。)に限る。)、第四条、第六条及び

第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に 関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令 で定める。

附 則(平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(平成二五年六月二八日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び 附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

(平成二七年政令第六七号で平成二七年四月一日から施行)

(経過措置)

第十六条 この法律の施行前に附則第四条の規定による改正前の食品衛生法、附則第六条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律又は附則第十一条の規定による改正前の健康増進法の規定によってした処分その他の行為であって、この法律に相当の規定があるものは、当該規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に 関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成二六年五月二一日法律第三八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第三四号で平成二七年四月一日から施行)

附 則(平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条から第三条まで、第三十四条及び第三十五条の規定並びに附則第十六条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第八十六号の改正規定に限る。)の規定 平成二十八年四月一日

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、 当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に この法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた 許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行 為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改 正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請 その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。) で、この法律の施行の日において「申請等の行為」という。) で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事 務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前 条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるも のを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による 改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による 改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行 為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に ついては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を 含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布 の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規 定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこ の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を 含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規 則)で定める。

附 則(平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立 てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服 申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき 期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対 する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提 起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経 過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例 による。

- 2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
- 3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び 前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合に おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ いては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(平成二九年五月三一日法律第四一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成三〇年七月二五日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 第一条及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して 六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成三一年政令第五号で平成三一年一月二四日から施行)

三 第二条並びに附則第五条第一項及び第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で 定める日

(平成三一年政令第五号で平成三一年七月一日から施行)

(特定施設等において現に業務に従事する者を使用する者の 青終)

第五条 第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条 の四第四号に規定する特定施設において附則第一条第三号に 掲げる規定の施行の際現に業務に従事する者を使用する者 は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙(第二条の規定による改正後の健康増進法第二十五条の四第三号に規定する 受動喫煙をいう。)を防止するため、当該使用する者又は当該 特定施設の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を 含む。)は、政令で定める。

別表(第二十六条の四関係)

(平一五法五六・追加、平二九法四一・一部改正)

- 一 遠心分離機
- 二 純水製造装置
- 三 超低温槽
- 四 ホモジナイザー
- 五 ガスクロマトグラフ
- 六 原子吸光分光光度計
- 七 高速液体クロマトグラフ
- 八 乾熱滅菌器
- 九 光学顕微鏡
- 十 高圧滅菌器

十一 ふ卵器 次の各号のいずれかに該当すること。

- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。
- 二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において工業化学の課程 又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

四 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

五 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

六 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。 中欄の第一号から第三号までのいずれかに該当する者三名及び同欄の第四号から第六号までのいずれかに該当する者三名

附 則(令和元年六月七日法律第二六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条(別表第一健康増進法(平成十四年法律第百三号)の項の改正規定に限る。)及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し 必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定 める。

附 則(令和三年五月一九日法律第三七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの 改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二 十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一 項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十 一条から第七十三条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為 及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に 関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令 で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則(令和四年六月二二日法律第七六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項

で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがある もののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定 により相当の国の機関に対してその手続がされていないもの とみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条 第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第 百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがある もののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づい て発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又 は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有す るものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるものの ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経 過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(令和四年六月二二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号 に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

— 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

別表(第四十六条関係)

- 一 遠心分離機
- 二 純水製造装置
- 三 超低温槽
- 四 ホモジナイザー
- 五 ガスクロマトグラフ
- 六 原子吸光分光光度計
- 七 高速液体クロマトグラフ
- 八 乾熱滅菌器
- 九 光学顕微鏡
- 十 高圧滅菌器
- 十一 ふ卵器

(3) がん対策基本法

(平成十八年六月二十三日)

(法律第九十八号)

第百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

改正 平成二〇年一二月一九日法律第九三号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二五年一一月二七日同第八四号

同二五年一二月一三日同第一〇三号

同二六年六月一三日同第六七号

同二八年一二月一六日同第一〇七号

がん対策基本法をここに公布する。

がん対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 がん対策推進基本計画等(第十条—第十二条)

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進(第十三条・第十四条)

第二節 がん医療の均てん化の促進等(第十五条-第十八条)

第三節 研究の推進等(第十九条)

第四節 がん患者の就労等(第二十条—第二十二条)

第五節 がんに関する教育の推進(第二十三条)

第四章 がん対策推進協議会(第二十四条・第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者(がん患者であった者を含む。以下同じ。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策の一層の充実

を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共 団体、医療保険者、国民、医師等及び事業主の責務を明らかに し、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定め るとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、 がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(平二八法一〇七:一部改正)

(基本理念)

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療(以下「がん医療」という。) を受けることができるようにすること。
- 三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる 社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。

五 それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。

六 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。

七 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。

八 がん患者の個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

(平二八法一〇七:一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診(その結果に基づく必要な対応を含む。)に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(平二八法一〇七:一部改正)

(国民の責務)

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

(平二八法一〇七:一部改正)

(医師等の責務)

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が 講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めると ともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ 適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

(平二八法一〇七·追加)

(法制上の措置等)

第九条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一〇七·旧第八条繰下)

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策 推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣 議の決定を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対 策推進協議会の意見を聴くものとする。
- 5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その 他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の 変更について準用する。

(平二八法一〇七・旧第九条繰下・一部改正)

(関係行政機関への要請)

第十一条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係 行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のため の資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた 施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施につい て、必要な要請をすることができる。

(平二八法一〇七·旧第十条繰下)

(都道府県がん対策推進計画)

第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならな
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

(平二三法一〇五·一部改正、平二八法一〇七·旧第十一条繰下·一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・旧第十二条繰下・一部改正)

(がん検診の質の向上等)

第十四条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹(り)患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、前二項に規定する施策を効果的に 実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を 講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一〇七・旧第十三条繰下・一部改正)

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の 育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア(がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。)のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・旧第十四条繰下・一部改正)

(医療機関の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん 医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(平二〇法九三·平二六法六七·一部改正、平二八法一〇七·旧第十五条繰下)

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて 緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、が ん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保 されるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療 を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者 に対するがん患者の療養生活(これに係るその家族の生活を 含む。以下この条において同じ。)の質の維持向上に関する研 修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の 維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・旧第十六条繰下・一部改正)

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の 収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ず るとともに、がん患者(その家族を含む。第二十条及び第二十 二条において同じ。)に対する相談支援等を推進するために必 要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二条第二項に規定するがん登録(その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。)、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。

(平二八法一〇七・旧第十七条繰下・一部改正)

第三節 研究の推進等

第十九条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(平二五法八四・一部改正、平二八法一〇七・旧第十八条繰下・一部改正)

第四節 がん患者の就労等

(平二八法一〇七・追加)

(がん患者の雇用の継続等)

第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七·追加)

(がん患者における学習と治療との両立)

第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・追加)

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん 患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等 の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講 ずるものとする。

(平二八法一〇七:追加)

第五節 がんに関する教育の推進

(平二八法一〇七:追加)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一〇七・追加)

第四章 がん対策推進協議会

第二十四条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第 十条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規 定する事項を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議 会」という。)を置く。

(平二八法一〇七・旧第十九条繰下・一部改正)

第二十五条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 協議会の委員は、非常勤とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二八法一〇七・旧第二十条繰下)

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年一二月一九日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条並びに附則第三条、第八条、第十九条、第二十 条及び第二十五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十五条 附則第三条から第十条まで、第十三条及び第十五条に定めるもののほか、国立高度専門医療研究センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政会で定める。

附 則(平成二五年——月二七日法律第八四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二六年政令第二六八号で平成二六年一一月二五日から 施行)

(平二五法一〇三:一部改正)

(処分等の効力)

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(平二五法一〇三:旧第九十九条繰下)

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に 伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令 で定める。

(平二五法一〇三・旧第百一条繰下)

附 則(平成二五年一二月一三日法律第一○三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(この法律の公布の日=平成二五年一二月一三日)

附 則(平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する 法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」と いう。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を 含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規 則)で定める。

附 則(平成二八年一二月一六日法律第一〇七号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する

(4) 歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

第百七十七回通常国会

菅内閣

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔(くう)の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとと

もに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防 に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期 に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の 有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に 歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療 又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項に おいて「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔 保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師 その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密 な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地 方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力 するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な 事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進 に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る 検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けるこ と(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受ける こと等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により 講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、 目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔 保健支援センターを設けることができる。 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(5) 母子保健法

(昭和四十年八月十八日)

(法律第百四十一号)

第四十九回臨時国会

第一次佐藤内閣

改正 昭和六〇年五月一八日法律第三七号

同六〇年七月一二日同第九〇号

同六一年五月八日同第四六号

同六一年一二月二六日同第一〇九号

平成元年四月一〇日同第二二号

同三年五月二一日同第七九号

同五年——月一二日同第八九号

同六年六月二九日同第四九号

同六年六月二九日同第五六号

同六年七月一日同第八四号

同八年六月二六日同第一〇五号

同一一年七月一六日同第八七号

同一一年七月一六日同第一〇二号

同一一年一二月八日同第一五一号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

同一三年一二月一二日同第一五三号

同一四年八月二日同第一〇三号

同一五年七月一六日同第一二一号

同一七年四月一日同第二五号

同一七年一一月七日同第一二三号

同二〇年六月一八日同第七三号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二四年八月二二日同第六七号

同二六年五月三〇日同第四七号

同二六年六月四日同第五一号

同二八年六月三日同第六三号

令和元年五月三一日同第一六号

令和元年一二月六日法律第六九号

令和四年六月一五日法律第六六号

令和四年六月二二日法律第七六号

令和四年六月二二日法律第七七号

母子保健法をここに公布する。

母子保健法

目次

第一章 総則(第一条—第八条の三)

第二章 母子保健の向上に関する措置(第九条―第二十一条

の四)

第三章 母子健康包括支援センター(第二十二条)

第四章 雑則(第二十三条—第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(母性の尊重)

第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

(乳幼児の健康の保持増進)

第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長して ゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければな らない。

(母性及び保護者の努力)

第四条 母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の 健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たつては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

(平二八法六三・一部改正)

(用語の定義)

第六条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

- 2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。
- 3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。
- 5 この法律において「新生児」とは、出生後二十八日を経過しない乳児をいう。
- 6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま 出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得 るに至るまでのものをいう。

(平一一法一五一:一部改正)

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条 第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただ し書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以 下この条において同じ。)及び同条第四項に規定する市町村児 童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議する ほか、同条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会は都道 府県知事の、同条第四項に規定する市町村児童福祉審議会は 市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を 具申することができる。

(昭六〇法九〇・平一一法八七・平一一法一〇二・平一五法一二 一・一部改正)

(都道府県の援助等)

第八条 都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての指導、助言その他当該市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(平六法八四·全改)

(実施の委託)

第八条の二 市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の一部について、病院若しくは診療所又は医師、助産師その 他適当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。

(平六法八四:追加、平一三法一五三:一部改正)

(連携及び調和の確保)

第八条の三 都道府県及び市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の実施に当たつては、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び児童の保健及び福祉に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

(平六法八四:追加、平二〇法七三:一部改正)

第二章 母子保健の向上に関する措置

(知識の普及)

第九条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

(昭六一法一〇九・平三法七九・平六法八四・一部改正)

(保健指導)

第十条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しく は幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な 保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師 について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平一三法一五三・一部改正)

(新生児の訪問指導)

第十一条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

(昭六一法一〇九·平六法八四·平一三法一五三·一部改正)

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児
- 2 前項の厚生労働省令は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

(平六法八四·全改、平——法—六〇·平—四法—〇三·一部改正)

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

(昭六一法一〇九·平六法八四·平二四法六七·一部改正)

(栄養の摂取に関する援助)

第十四条 市町村は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、 栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

(昭六一法一〇九・一部改正)

(妊娠の届出)

第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、 速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければなら ない。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平一一法一六〇・平二四法六七・一部改正)

(母子健康手帳)

第十六条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康 手帳を交付しなければならない。

- 2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。
- 3 母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。
- 4 前項の厚生労働省令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

(昭六一法一〇九・平三法七九・平一一法一六〇・平一三法一五三・平一四法一〇三・一部改正)

(妊産婦の訪問指導等)

第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行つた市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(昭六一法一〇九·平六法八四·平一三法一五三·平二四法六七·一部改正)

(低体重児の届出)

第十八条 体重が二千五百グラム未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

(昭六一法一〇九·平六法八四·平二三法一〇五·一部改正)

(未熟児の訪問指導)

第十九条 市町村長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。

(昭六一法一〇九・平六法八四・平一三法一五三・平二三法一〇 五・一部改正)

(健康診査に関する情報の提供の求め)

第十九条の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児であって、かつて当該市町村以外の市町村(以下この項において「他の市町村」という。)に居住していた者又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第二十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査に関する情報の提供を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなければならない。

(令元法一六:追加)

(養育医療)

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

- 2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。
- 3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。
- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 移送

4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定 する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」 という。)に委託して行うものとする。

- 5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。
- 6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第十九条の十二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。)が負担することができないと認められる額とする。
- 7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十及び第二十一条の三の規定は養育医療の給付について、同法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同法第十九条の二十(第二項を除く。)中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第一項中「第十九条の三第十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項において読み替えて準用する第十九条の十二」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同法第二十一条の三第二項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(昭六一法一〇九・平五法八九・平六法五六・平六法八四・平一一法一六〇・平一七法一二三・平二三法一〇五・平二六法四七・平二六法五一・一部改正)

(医療施設の整備)

第二十条の二 国及び地方公共団体は、妊産婦並びに乳児及び幼児の心身の特性に応じた高度の医療が適切に提供されるよう、必要な医療施設の整備に努めなければならない。

(平六法八四·追加)

(調査研究の推進)

第二十条の三 国は、乳児及び幼児の障害の予防のための研究その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のため必要な調査研究の推進に努めなければならない。

(平六法八四·追加)

(費用の支弁)

第二十一条 市町村が行う第十二条第一項の規定による健康 診査に要する費用及び第二十条の規定による措置に要する費 用は、当該市町村の支弁とする。

(平六法八四·全改、平一四法一〇三·平二三法一〇五·一部改正)

(都道府県の負担)

第二十一条の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前 条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十条の規 定による措置に要する費用については、その四分の一を負担 するものとする。

(平二三法一〇五:全改)

(国の負担)

第二十一条の三 国は、政令の定めるところにより、第二十一条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十条の規定による措置に要する費用については、その二分の一を負担するものとする。

(平六法八四・追加、平一七法二五・平二三法一〇五・一部改正)

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。
- 3 第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(平六法八四・追加、平一一法八七・平一七法一二三・平二三法 一〇五・一部改正)

第三章 母子健康包括支援センター

(平二八法六三:改称)

第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

- 2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
- 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する 支援に必要な実情の把握を行うこと。
- 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- 四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。
- 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと (前各号に掲げる事業を除く。)。
- 3 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たつては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

(平二八法六三:一部改正)

第四章 雑則

(非課税)

第二十三条 第二十条の規定により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(差押えの禁止)

第二十四条 第二十条の規定により金品の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、差し押えることができない。

第二十五条 削除

(昭六一法一〇九)

(大都市等の特例)

第二十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(昭六一法一〇九・平六法四九・平一一法八七・一部改正)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(平一一法八七・追加、平一一法一六〇・平一七法一二三・平二 六法四七・一部改正)

(権限の委任)

第二十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚 生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任するこ とができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(平--法-六〇・追加)

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない 範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四〇年政令第三八四号で昭和四一年一月一日から施行)

(養育医療の給付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行後の期間にわたって、附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けた者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十条第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の五第一項の規定により指定された指定養育医療機関は、第二十条第五項の規定により指定された指定養育医療機関とみなす。

(母子健康手帳に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条の二第一項の規定により交付された母子手帳は、第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

(昭和六十年度の特例)

第十七条 第二十一条第二項及び第二十七条第三項の規定の昭和六十年度における適用については、これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

(昭六〇法三七·追加)

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

第十八条 第二十一条第二項及び第二十七条第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

(昭六一法四六:追加)

附 則(昭和六〇年五月一八日法律第三七号)抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例 に係る規定を除く。)は、同年度以降の年度の予算に係る国の 負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。 以下この項及び次項において同じ。)若しくは補助(昭和五十九 年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十 年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十 九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度 以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除 く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前 の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降 の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前 の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度 に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九 年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六 十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前 の例による。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべ

きものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第三条、第七条及び第十一条の規定、第二十四条の規定 (民生委員法第十九条の改正規定を除く。附則第七条において 同じ。)、第二十五条の規定(社会福祉事業法第十七条及び第 二十一条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。)、第二 十八条の規定(児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五 十八条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)並びに附則第 七条、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規定 公布 の日から起算して六月を経過した日

附 則(昭和六一年五月八日法律第四六号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除 く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年 度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び 昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭 和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二 年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和 六十二年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負 担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以 下この項において同じ。)又は補助(昭和六十年度以前の年度 における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年 度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年 度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に 支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭 和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務 又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び 昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年 度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の 負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各 年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度 に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一 年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の 負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるも のについて適用し、昭和六十年度以前の年度における事務又 は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される 国の負担又は補助、昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担

行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものと された国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出 予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に 繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第十四条の規定、第十五条の規定(身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。)、第十六条の規定、第十七条の規定(児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。)、第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定並びに附則第七条第二項及び第十一条から第十三条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(昭和六二年政令第三号で昭和六二年四月一日から施行)

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則(平成元年四月一〇日法律第二二号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日等)

3 第十三条(義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。)、第十四条(公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。)及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成三年五月二一日法律第七九号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条の規定 平成四年四月一日

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、 当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分そ の他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又 はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定に よりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなる ものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則(平成五年——月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号) の施行の日から施行する。

(施行の日=平成六年一〇月一日)

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成六年六月二九日法律第四九号)抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

(第二編第十二章の改正規定の施行の日=平成七年四月一日)

附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成六年七月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。) は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(平八法一〇五:一部改正)

(母子保健法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正前の母子保健法第十条及び 第十二条の規定により行われた保健指導及び健康診査に要す る費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例によ る。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に 伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則(平成一一年七月一六日法律第八七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限

る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定公布の日

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十 九条から第百五十一条まで、第百五十七条、第百五十八条、第 百六十五条、第百六十八条、第百七十条、第百七十二条、第百 七十三条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十三条、第百 八十八条、第百九十五条、第二百一条、第二百八条、第二百十 四条、第二百十九条から第二百二十一条まで、第二百二十九 条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五 十九条の四第二項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう 師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の 四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七 十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二 項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二 十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予 防法第六十九条、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七 条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十 条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法 第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復 師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する 法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求に ついては、なお従前の例による。

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の

経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により 国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手 続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその 手続がされていないものについては、この法律及びこれに基 づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそ れぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の 機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければなら ない事項についてその手続がされていないものとみなして、こ の法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地 方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法 の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二 条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する 第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けること のないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるも の及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地 方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを 行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成一一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

— 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三 条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法 律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成一一年一二月八日法律第一五一号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千 三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定める もののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則 に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(平成——年—二月二二日法律第一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年 一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則(平成一三年一二月一二日法律第一五三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第三号で平成一四年三月一日から施行)

(処分、手続等に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第一九七号で、ただし書に係る部分は、平成 一六年八月一日から施行)

附 則(平成一五年七月一六日法律第一二一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第八条、第四十六条第四項及び第五十九条の五第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年四月一日法律第二五号)抄(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の規定(第一条を除く。)による改正後の規定 は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の 負担(平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施 により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県 の負担を除く。)について適用し、平成十六年度以前の年度に おける事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に 支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例 による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成一七年一一月七日法律第一二三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第百一条、第百三条、第百 十六条から第百十八条まで及び第百二十二条の規定 公布の 日

二 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短 期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。)、第三項、第五 項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項 から第二十二項まで、第二章第一節(サービス利用計画作成 費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養 介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に 係る部分に限る。)、第二十八条第一項(第二号、第四号、第五 号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。)及び第二項 (第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十二条、第 三十四条、第三十五条、第三十六条第四項(第三十七条第二項 において準用する場合を含む。)、第三十八条から第四十条ま で、第四十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業 者の指定に係る部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援 施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限 る。)、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項(指定相談 支援事業者に係る部分に限る。)及び第二項、第四十七条、第 四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並 びに同条第四項から第七項まで(指定障害者支援施設等の設 置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条 第三項及び第四項、第五十一条(指定障害者支援施設及び指 定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十条から第七十 二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条(療 養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、 第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る 部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画 作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付 費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び 基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号

及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第 九十二条第三号に係る部分に限る。)及び第二項、第九十五条 第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く。)及び第 二項第二号、第九十六条、第百十条(サービス利用計画作成 費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養 介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に 係る部分に限る。)、第百十一条及び第百十二条(第四十八条 第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合 に係る部分に限る。)並びに第百十四条並びに第百十五条第一 項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付 費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療 養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)並びに 附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から 第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条ま で、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、 第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六 十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第 七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条 まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九 十八条から第百条まで、第百五条、第百八条、第百十条、第百 十二条、第百十三条及び第百十五条の規定 平成十八年十月 $-\Box$

(その他の経過措置の政令への委任)

第百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成二〇年六月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第十四条(地方自治法別表第一社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項及び薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の項の改正規定に限る。)、第二十二条(児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る。)、第三十四条(社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る。)、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。)、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定 平成二十五年四月一日

(母子保健法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 第四十二条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育 医療の給付に係る処分は、第四十二条の規定による改正後の 母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係 る処分とみなす。ただし、第四十二条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであった同条の規定による改正前の母 子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要す る費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二四法律六七)抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に 関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則(平成二六年五月三〇日法律第四七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則(平成二六年六月四日法律第五一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、 当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に この法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた 許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行 為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改 正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請 その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。) で、この法律の施行の日において「申請等の行為」という。) で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事 務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前 条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるも のを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による 改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による 改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行 為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この

法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を 含む。)は、政令で定める。

附 則(平成二八年六月三日法律第六三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条 の改正規定、同法第二条に第一項及び第二項として二項を加 える改正規定、同法第一章中第六節を第七節とし、第五節を第 六節とする改正規定、同章第四節を同章第五節とする改正規 定、同法第十条第一項の改正規定、同法第十一条第一項に一 号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規 定、同章第二節を同章第三節とする改正規定、同法第六条の 三第四項の改正規定、同法第一章中第一節を第二節とし、同節 の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二 十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条 第一項及び第二項、第三十三条の二第一項及び第二項、第三 十三条の二の二第一項並びに第三十三条の三第一項の改正規 定、同法第二章第六節中第三十三条の九の次に一条を加える 改正規定並びに同法第三十三条の十、第三十三条の十四第二 項及び第五十六条第四項の改正規定、第四条中母子及び父子 並びに寡婦福祉法第三条の二第一項の改正規定、第五条中母 子保健法第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童虐待の 防止等に関する法律第四条第一項及び第七項、第八条第二 項、第十条第一項、第十一条第一項及び第四項、第十二条の 二、第十二条の三、第十四条第一項並びに第十五条の改正規 定並びに附則第四条、第八条及び第十七条の規定並びに附則 第二十一条中国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七 号)第十二条の四第一項及び第八項の改正規定(同条第一項及 び第八項中「第一章第六節」を「第一章第七節」に改める部分に 限る。)公布の日

(検討等)

第二条

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(令和元年五月三一日法律第一六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五 十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の 三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二 の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改 正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定 (同号に掲げる部分を除く。)及び同法別表第五の改正規定(同 号に掲げる部分を除く。)、第三条中電子署名等に係る地方公 共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第 三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に 係る部分(「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分 に限る。)を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第三十七 条第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号 に係る部分(「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部 分に限る。)を除く。)、同法第五十六条(見出しを含む。)の改正 規定、同法第五十七条の見出しの改正規定(「電子計算機処理 等の受託者等」を「利用者証明検証者等」に改める部分に限 る。)及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)、 第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(以下この条から附則第六条までにお いて「番号利用法」という。)別表第一及び別表第二の改正規定 並びに第七条の規定並びに附則第三条、第七条から第九条ま で、第六十八条及び第八十条の規定 公布の日

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し 必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定 める。

(検討)

第九条

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和元年一二月六日法律第六九号)

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内に おいて政令で定める日から施行する。

附 則(令和四年六月一五日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日 (政令への委任) 第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(令和四年六月二二日法律第七六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条 第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第 百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがある もののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づい て発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又 は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有す るものとする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるものの ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経 過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(令和四年六月二二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号 に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

三芳町健康づくり推進計画 後期計画

発 行 三芳町

発行年 令和6年(2024年)3月

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

電話 049-258-0019(代表)/ FAX 049-274-1051

